

令和元年第5回 飯塚市議会会議録第5号

令和元年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 12月13日（金曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第129号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第130号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 3 議案第131号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 4 議案第132号 令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 5 議案第133号 令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第134号 令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第135号 令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第136号 令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第137号 令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第138号 令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 11 議案第139号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 12 議案第140号 令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第141号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第142号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第143号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
（ 総務委員会 ）
- 16 議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）

- 17 議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 18 議案第146号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 19 議案第147号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 20 議案第148号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 21 議案第149号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 22 議案第150号 変更契約の締結(庄内温泉筑豊ハイツ再整備(本館解体・新施設建設)工事)
(総務委員会)
- 23 議案第151号 土地の取得(目尾炭坑跡敷)
(福祉文教委員会)
- 24 議案第152号 土地の処分(大分小学校跡地)
(総務委員会)
- 25 議案第153号 訴えの提起(旧穎田体育館敷の所有権確認請求)
(協働環境委員会)
- 26 議案第154号 訴えの提起(旧穎田武道館敷の所有権確認請求)
(協働環境委員会)
- 27 議案第155号 訴えの提起(穎田野球場敷の所有権確認請求)
(協働環境委員会)
- 28 議案第156号 訴えの提起(旧穎田市民プール敷の所有権確認請求)
(協働環境委員会)
- 29 議案第157号 訴えの提起(穎田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求)
(協働環境委員会)
- 30 議案第158号 訴えの提起(旧穎田体育館敷の所有権移転登記手続請求)
(協働環境委員会)
- 31 議案第159号 訴えの提起(穎田野球場敷の所有権移転登記手続請求)
(協働環境委員会)
- 32 議案第160号 訴えの提起(穎田野球場敷の所有権移転登記手続請求)
(協働環境委員会)
- 33 議案第161号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
(総務委員会)
- 34 議案第162号 指定管理者の指定(飯塚市体育施設)
(協働環境委員会)
- 35 議案第163号 指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)
(協働環境委員会)
- 36 議案第164号 市道路線の認定
(経済建設委員会)

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第165号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第166号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 3 議案第167号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第168号 令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第169号 令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）
（ 総務委員会 ）
- 6 議案第170号 令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
（ 総務委員会 ）
- 7 議案第171号 令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 8 議案第172号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 9 議案第173号 令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 10 議案第174号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 11 議案第175号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 12 議案第176号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 13 議案第177号 契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）
（ 総務委員会 ）
- 14 議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流出事故）
（ 福祉文教委員会 ）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。12番 江口 徹議員に発言を許します。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

本日は、子どもを取り巻く環境について、「子どもとメディアについて」、そして「貧困について」、「子ども・子育て支援事業計画」、この3点について、お聞きいたします。

まず最初は、「子どもとメディアについて」であります。今回の一般質問の中でも、秀村議員のほうからSNS、その事件の多発、そしてそれに対する対策についての問題提起がありました。1問目はかなり近い形になるかと思いますが、ご容赦ください。電子映像メディアと呼ばれるものがございます。テレビ、ゲーム、スマホ等なんですが、こちらが子どもに与える影響はどうい

ったものがあるのか、まずその点からお聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの映像メディアと申しますか、そういったものの影響でございますが、さまざまな電子映像メディアが現在、世の中には、氾濫をしておりますが、子育てに与える影響は非常に大きいものというふうに考えております。電子メディアが、子どもに与える影響としましては、メディアを通して得るものも少なくないとは思いますが、そのほかにも長時間使用することで、他の重要な時間を奪ってしまう影響や、視聴内容の影響の2つが考えられます。特に乳幼児は、言語、認知発達の影響を及ぼす危険性、生活リズム、基本的な生活習慣への悪影響、自制心の発達や愛着形成への懸念が考えられます。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

今や、当たり前前にデジタル機器が使われている社会において、子どもたちがスマートフォンやタブレットの正しい使い方を理解し、学習やその後の生活において必要とされる能力を身につけていくことは重要なことであると考えております。新しい学習指導要領においても、情報活用能力や情報モラルの育成の強化が示されております。このため、教育現場には積極的にICT機器を導入しておりますが、各学校においては、さまざまな調べ学習や個々の資質に合わせた学習方法で活用したり、また、教材等の学習において、メディアを上手に活用し、メディアを正しく読み解く力を育てる学習などにも活用いたしております。一方、情報機器の急速な普及に伴い、スマートフォンやゲーム等に代表される電子映像メディアの長時間利用による生活習慣の乱れからくる学業への影響や、不適正な利用により犯罪被害等に巻き込まれるなどの事案が指摘されており、児童生徒には、スマートフォンやオンラインゲーム、及びインターネットなどの適正な利用の仕方についての理解を促すことが大切であると考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、影響について数点、述べられました。長時間使用することで、他の重要な時間を奪ってしまうという影響。そして、視聴内容への影響、また乳幼児については、言語、認知発達に影響を及ぼす危険性、生活リズム、基本的な生活習慣への悪影響、そして自制心の発達や愛着形成への懸念ですね。教育部長のほうからは、長時間利用による生活習慣の乱れからくる学業への影響、そして犯罪被害等に巻き込まれるなどの影響があるといったことのお話がありました。そのそれぞれについて、もう少し、これこれこういったものがあるんだと、具体的なものを示してお話いただけますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

具体的なものということで、ご答弁を差し上げたいところでございますが、具体的な数字等を把握ができておりませんが、影響というふうに考えられますものにつきましては、長時間使用することで他の重要な時間を奪ってしまうことの影響としましては、睡眠不足による生活習慣の乱れや、運動不足による肥満による体力の低下、また長時間視聴することでの学業成績低下との関連や、考える時間を奪われることによる思考力低下によるなどの脳への影響、また視聴内容の影響としましては、暴力的なゲームによる攻撃的な行動の助長や暴力に対する罪悪感を麻痺させること。メディアでの早期からの過剰な性表現への接触から性行動の低年齢化、また、メディア

で繰り返し見ることから、喫煙や飲酒や違法薬物の使用を促すゲームや、SNSのつながりへの依存やネット上でのいじめなどがあるかと思われます。また、飯塚市の保育士会研究環境部会という団体がございますが、そこで作成をしておりますメディア通信では、その部会で調査されたアンケート結果から見えてきた飯塚市の子どもの実態としましては、子どもの70%がテレビ、スマホ、タブレットが見たいと要求してぐずる。また、スマートフォンやテレビに長時間接していると、子どもの発達に影響を及ぼすだけでなく、意欲や集中力や思考力など、人としての力を弱めていく。また、メディアの刺激に慣れた子は、自分で自分を刺激せざるを得ない。そういった現象に陥ってしまうというふうな内容が掲載されておりました。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

この点につきまして、教育部の視点からお答えをさせていただきます。先ほど少し利点などご紹介させていただきましたので、この影響の利点からご紹介をさせていただこうと思いますが、まず、よい影響といたしましては、スマートフォンによって広がる世界に子どもたちが慣れることによって、学校で使用するタブレットなどの端末を容易に使うことができるようになることが挙げられます。スマートフォンを関心のある事柄について、いろいろ調べるツールとして使うことができたり、アプリによって、個々人に合った学習を進めていくこともできるようになります。一方、影響が心配されるものとしたしましては、先ほど学業のことの成果についてご説明いたしました。まずテレビやゲームの影響からは、やはり過剰視聴による睡眠不足や気力の減退による学力の低下、また暴力表現等の視聴等による悪影響などが考えられます。また、スマートフォンの悪影響といたしましては、今話題となっておりますスマホ老眼と言われるような視力の低下、そして睡眠不足、また有害サイトやアプリの利用、それから、やはり、このようなスマートフォンを長く使うことによって、勉強時間が確保できずに学力が低下していく、またネットトラブルに巻き込まれるなどの悪影響が考えられております。また、先日、OECDから発表された2018年の国際学習到達度調査においては、日本の子どもたちの読解力の低下が指摘されておりましたが、これにつきましては、やはりSNSやスマートフォンの普及で、子どもたちのコミュニケーションや読み書きが短文中心になっていることも要因の一つに挙げられておりました。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、残念ながら数字等が全く出てこない中での紹介であったのかなと残念に思っております。幾つかちょっとご紹介させていただきます。まず、生活リズムの乱れという点です。睡眠不足等とお話がありました。2018年2月、宮崎での研究集会においては、3歳児の35%、1歳児の22%、ゼロ歳児の13%の子どもが、休日に5時間以上電子メディアに接触しているという発表があります。平成25年の子どもとメディアと福岡市教育委員会の共同調査の中では、中学生でスマホを持っている子どもたちに対する調査なんです。2010年、その所持率が1%だったのが、2013年には34.5%と跳ね上がり、それに従って午前1時以降に就寝している子どもたちが2010年では9%、それが2013年には15%と激増しています。このように、深夜までネット漬けが進むと、翌日の学校生活に影響し、不登校がふえるのは当然であり、平成28年度で不登校は18万2千人で、これが平成29年には19万4千人となっています。こういった中で、不登校じゃなくても学校に来る子もいっぱいいるんですけど、ところが学校に来て脳も活動水準はどうかというと、とても授業についていけない状態にはないという状況にあるとも言われています。なお、平成30年度の中学生のスマホの所持率は70.6%です。29年度が54.6%でしたから、16ポイントのアップです。もうここまで状況がきています。

そして、若者の自殺が最多、不登校率が史上最多と言われます。35歳以下の若者、子どもの

死亡原因のトップは自殺です。こういった国は日本だけです。自殺全体は、最多であった3万4千人台から2017年には2万1千人台に減っているんですが、19歳以下の自殺は増加しています。20代も横ばいです。子どもは減っているのに、そうやってふえていくわけです。2007年のユニセフの調査では、これは24カ国、15歳児を対象にしているんですが、孤独と感じる子どもたち、これが日本は29.8%と飛び抜けて多いんです。2位がアイスランド、10.3%、この3倍です。24カ国中、一番いい数字はオランダなんですが、こちらは2.9%と、この10倍になります。自分が厄介者ではないか、場違いではないかと感じている子どもたち、これも18.1%と最多です。2014年の子ども若者白書の中でも自己肯定感は45.8%と最低です。将来に明るい希望を持っているのも61.6%と最低でした。自殺とメディア接触に関してなんですが、2003年にIEA（国際教育到達度評価学会）で日本の子どもたちが電子メディア接触時間が世界一長いということが明らかになって以来、このことが孤独や自己肯定感の低さ、自殺率の高さなど、心の異変との関係があるのではないかと指摘されています。現実には子どもとメディアの調査中でも、生きていても仕方がないという子どもたち、電子メディアに接触するのが2時間以下の子どもたちが14.9%なのに対し、6時間以上になると28%と倍増します。2017年11月のアメリカでも、自殺傾向とスマホなどの使用時間に強い相関が見られるとの研究報告もあっています。スマホやネットの時間は、発達期の子どもたちから対面での人と人との交流の時間を奪っています。さまざまな実体験は極端に減少し、結果、人格形成や生命感覚に大きなゆがみが生まれ、社会性が身につけられない、身につけていない若者がふえていつているのではないのでしょうか。自殺や不登校はその警鐘と見るべきという指摘があります。

学力の低下では、東北大の川島隆太さん、彼は2013年から仙台市内の小中高生7万人を対象に、スマホの使用時間、自宅での勉強時間、睡眠時間、学力調査の成績を調査分析しています。このグラフを、教育長、市長は見たことがあるんじゃないかと思います。これは平日の携帯スマホ使用時間です。全くしない子、1時間未満、2時間、3時間、4時間です。これ、数学の平均点ですね、一番左が家庭学習時間が30分の子、30分から2時間の子、一番右側が2時間以上の子なんです。これを見てびっくりするのは、スマホを4時間以上使ったら、家で2時間以上勉強しても、全くしない子よりも、成績が悪くなるんです。川島隆太さんは、子どもの脳に不可逆的な力が加わっているのではないかとされています。

外遊びの減少に伴って、筋力が低下しています。だんだん握力も弱くなってきた。僕らのころは、鉛筆でいったらHBでした。最近では2Bだったり、3B、4Bとか、この前、テレビを見ていたうちの県は8Bだと、そういったところもあるんです。視力の低下も激しくなっています。1960年代では、東京都の高一の裸眼で1.0以下だった子どもたちは2割台です。これが、テレビゲームの普及がほぼ完了した1988年には5割を超えます。そしてパソコン、携帯の普及が進んだ2007年には7割になります。スマホが広がり始めた2012年には、8割を超えます。現代文明の副作用ではないかと、近代化の功罪ではないかと。人類はこれまで豊かさ、速さ、快適さを求めて近代化を進めてきたんだけど、その反面、取り返しのつかないことが始まっているのではないかと指摘がされています。

また、ネット依存といわれる部分があります。病的なネット依存が疑われる生徒の割合が、2012年から2017年の間に、ほぼ倍増しています。厚労省研究班、平成29年度の調査では、ほぼ倍増、そして約98万人おられると言われているんです。このような中で、どのような対応策がとられているのでしょうか。市として、どういう対応しておられるのか。秀村議員の質問のときにもありましたが、改めてお聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子どもたちが、これらの情報に接することについての弊害でございますけれど、こういった弊

害につきまして、保護者に知ってもらう必要がございます。そこで対応策としましては、公私立保育所等においては、メディアが与える影響等を記載したメディア通信を、平成30年5月から平成31年2月まで計8回、保護者に対し配布をし、また乳幼児健診においても同通信を配布しております。平成30年8月に開催した青少年問題協議会においては、関係機関並びに各委員の皆様への今後の活動につなげていただくよう、インターネットやゲームへの依存、SNS上のトラブルに巻き込まれる子どもたちの状況について、「NPO法人 子どもとメディア」から講師を招聘し、ご講演をいただいております。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市の市立小中学校におきましては、スマートフォン等の利用について、道徳や特別活動、また総合的な学習の時間、そして技術・家庭科の授業などにおきまして、その利便性ととも長期間の使用による健康や学業への影響、及びネットトラブルなどについて、指導をしているところでございます。また、小学校3年生以上の全児童生徒を対象に、保護者も参加する規範意識育成のための学習会を実施しており、そのテーマの一つとして、インターネットの適正利用を取り上げております。さらに学校によりましては、家庭と連携してメディアを利用するルールをつくらせたり、教科等の学習でメディアを上手に活用し、メディアを正しく読み解く力を育てたりする活動を行っております。また、子どもたちはもとより、保護者、教職員を初め、子どもたちを保護、教育、指導する立場にある全ての方々が、インターネットの安心安全利用に関する認識を高めていこうと、今年度、飯塚市で開催されました日本PTA九州ブロック研究大会福岡県大会におきましても、子どものネットトラブル防止のためのルールづくりや、情報ツールの正しい利用方法について討議がなされております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

幾つかの取り組みがなされているのは、報告がございました。ただこれが、問題に対して適切な対処ができていのかどうかであると思うんです。教育委員会、そして市長部局の中で、ともにこの問題について考えて協議をしたことがあるのかどうか。また教育委員会では、教育委員さんの会議がございますね。また総合教育会議等、こちら中で協議がなされたような事例はございますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子どもとメディアの対策等について協議を行うことは現在しておりませんが、飯塚市内の公私立保育所等で構成される飯塚市保育協会保育士会の研究グループでの調査等が行われております。また各学校においては、各種通信や国県等が作成したリーフレットの配布を通して、児童生徒、保護者に対し啓発を行っておるところでございます。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

ただいま、このテーマにつきまして教育委員会会議や総合教育会議で議論がなされたことがあるかというお尋ねでございましたが、これまでの会議の中では、具体的な協議を行ったことはございません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先ほど影響について、細かにお話をさせていただきました。問題の大きさを考えると、現状の取り組みでは足りないのではないかと考えています。ぜひ市として、これは取り組むべき形のものではないかと考えていますが、今後、そのような取り組みをしていただけますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子どもとメディアへの対応策につきましては、子どもたちへの影響は誰しものが心配するところでございます。幼児期の子どもに関しては保護者に対する対応となることから、保護者への情報提供について、幼児教育・保育の関係者とともに協議して対策を検討してまいりたいというふうに考えております。また、学校においては校長会等で周知徹底を図り、保護者への啓発を含め、これまでの事業の取り組みを継続して行ってまいります。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先日の秀村議員の質問に対しても、同じような感じの答弁だったんです。基本的に保護者がやることだから、周知は頑張るよというふうなところに聞こえているんです。もっと危機感を持つべきではないかと考えています。状況はそこまで厳しいところにきているのではないかと考えています。秀村議員も言われました。子どもたちを守ってください。育てるのも大切だけれども、守るのも大事です。子どもたちを守ってください。そのためにやれることはもっとあるのではないですかというお話をされました。市として、教育委員会として、ルールをつくってはどうかと。ルールを提唱してはどうかというお話がございました。現実には、そうやっているエリアはあります。やはり、そういったことを考えると、周知するにも実態がわからないと始まらないんです。まずは、この問題にしっかり向き合った上で、現実がどうなのか。飯塚市の子どもたちがどんな状況なのか。これを調べていただいて、それに対して、いろんな方々が議論する。このままでいいのか、どういうやり方がいいんだろうと考えていただく。そして、私たち議会も含めて、この問題に対してどうすべきなんだろうということを、きちんと議論すべきなんだろうと思っています。今回、一般質問で改めて取り上げようと思ったのは、学校開放日なんです。立岩小学校の学校開放日に、子どもとメディアの古野陽一さんという方が来られていました。前から知っていた方だったので、来られるな、行かなきゃと思って、行ったんですけど、そこでの話は、多少は知ってはいたんですけど、そういう私でも衝撃的なものでした。その中でずっと、あっと思いながらザッと調べる中で、これはもう早く手を打たないといけないと思っています。子どもたちだけじゃないんです。大人も変わり始めています。電車に乗ったらスマホをやっている人ばかり、何かがあったらスマホを見ている人ばかりですね。本当にこのような社会でいいのかどうか、そこはしっかり立ちどまって考えるべきであると、私は考えます。教育長、その点については、きちんと教育委員会として、まずは教育委員さんときちんとお話をされて、市のほうにも投げかけていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

教育長。

○教育長（西 大輔）

いろいろご指摘をいただきまして、ありがとうございます。スマホ等そういう物が子どもたちに大きな影響を与えるということは想像がつかます。ですから、今ご指摘いただいたとおり、これから先、いろんな検討をさせていただいて、教育委員会等でも協議していきたいというふうに考えています。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

社会が変わるにつれて、当然のことながらルールも変わる必要があります。昔は、これは行政が取り組むものではないと思われていたものが、今では行政が取り組むものになったということはいっぱいあります。そのうちの 하나가、この問題ではないかと思っています。ぜひ、しっかりと皆様方がお話をしていただき、子どもたちの育ちを守っていただきたいと思います。この問題の最後にシンガポールのサイトに載っていたという一つの作文を紹介します。「僕の願いは、スマートフォンになることです。なぜかという、僕のパパとママはスマートフォンが大好きだから。パパとママはスマートフォンだけを気にして、僕のことを忘れることがあります。パパが仕事が終わって疲れて帰ってきたとき、僕とではなくスマートフォンと時間を過ごします。パパとママが仕事をしているときに、スマートフォンが鳴り出したら、1回鳴っただけですぐに電話に出ます。僕が泣いているときは、そんなふうにしてくれないのに。パパとママは、僕とではなく、スマートフォンを使ってゲームで遊んでいます。スマートフォンで誰かと会話しているとき僕が伝えたいことがあったとしても、話を聞いてくれません。だから、僕の願いはスマートフォンになることです。」この話をベースに、日本でも、ママのスマホになりたいという絵本ができています。ある意味、ネグレクトの状況がスマホによってつくられているかもしれません。そのようなことがないように、ぜひ市として、考えていただきたいと思っています。

次に、「貧困について」お聞きいたします。子どもの貧困に関して防ぐために、ひとり親家庭の経済状況を考えるときに、養育費、離婚をしたときに養育費の取り決めが、かなりの割合でなされない、そのことに対して、以前、明石市の事例を紹介していました。そのときに検討いただけるということだったんですが、その後の検討状況について、どのようになっているのかお聞かせください。

○議長(上野伸五)

福祉部長。

○福祉部長(實藤和也)

厚生労働省が5年ごとに実施をしております、全国ひとり親世帯等の調査によりますと、直近では平成28年度に実施されておりますが、その結果によりますと、離婚した母子家庭のうち、7割が父親からの養育費を受け取っていない状況でございます。本市におきましても福岡県ひとり親サポートセンター飯塚ランチに寄せられる養育費の相談件数は、年々増加をしております、特に最近離婚前からの手続に関する相談がふえております。養育費の継続した履行を確保するためには、公正証書または調停調書などの債務名義を有することが必要でございますが、市といたしましても、養育費の取り決め内容の債務名義化の推進を図ることが重要であるというふうに考えております。質問議員のほうからご提案がございました事業につきましては、現在の離婚前からの事前相談の段階において、市として支援ができる具体的な取り組みにつきまして、先進的に実施している自治体の状況を参考にしながら、事業実施に向けた検討を行っているところでございまして、準備ができましたら、またご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

前へ進んでいるということ非常にうれしく思います。やはり子どもの育ちを考えるときに、その経済状況というのは本当に大きな部分になっていきます。子ども・子育て支援事業計画の作成のためのアンケート、その中を見ても経済問題に対する、ここをどうにかやっていただきたいという、その答えもかなり多くありました。ぜひこのことについて、さらに進んでいただき、いい報告が聞けることを期待しております。次に、子ども宅食、そして子ども食堂というふうなことにしても、提言をさせていただいておりました。こちらについては、どのような検討がなされ

ているのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子ども食堂といいますと、まず貧困やひとり親家庭への支援事業として認識をされておりましたが、しかしながら最近では実施形態に変化が見られまして、貧困世帯の子どもたちの救済に特化したものではなくてきております。子どもたちの育ちを地域が支援する事業として実施し、食事の支援のみならず、学習支援や生活支援を行う中で、貧困等の救うべき子どもたちを見つけることで、それにアプローチをしていく。いわゆる共生型が主流となってきております。行政といたしましても、そのような実施手法が望ましいものと考えておまして、子ども食堂の実施については、貧困世帯に特化せず、全ての子どもたちが、分け隔てなく利用でき、地域のコミュニティとして子どもたちを育てていく場所という認識を持つことが重要であるというふうを考えております。現に、民間団体が事業実施主体となって実施をしているケースがございます。今後は地域に対し、子ども食堂実施への働きかけを行い、運営についての相談等があった場合には、市として積極的に対応することはもとより、地域の活動に対し、どのような支援ができるか検討してまいりたいというふうを考えております。また、子ども宅食につきましては、ふるさと納税を活用し、輸送費や人件費の負担を行っている先進地があることは承知をしております。しかしながら、あくまでも実施主体のNPO団体が食料の確保を行うなど、非常に大きな役目を果たしております。本市のような地方では、都市部のような企業の協賛等が期待できませんが、NPOや各種団体がそのような事業を実施していただいた際には、対象世帯の情報提供等を含め、どのような協力ができるかをしっかり検討し、積極的な対応を図ってまいりたいというふうを考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、子ども食堂については、共生型をぜひ市としても進めていきたいんだ、それについては応援をしたいんだというお話でした。ただ、この子ども食堂は、言われるように共生型だけではありません。21日にこの子ども食堂に関して、それこそきょうの西日本新聞に載っていましたが、湯浅 誠氏が、田川地区にいられてお話がなされるという話が出ていました。彼が言っているのは、やり方はそれぞれなんだよ。どれがいいということではない。どれでもいいからやっただけならありがたいということなんです。それぞれ団体によってスタイルが違うでしょうから、どういった団体であれ、支援していただけたらいいところであれば、それを支えるというのは、市としてやっていただければと思っています。また子ども宅食については、確かに文京区ではNPOがメインとなって動いています。ただ、言われるように、飯塚とはちょっと都市の形態が違うのはあるかと思います。だとすると、以前も申しましたが、そこについては、市がもっと前面に出てやるということは十分考えられることであると思っています。改めて、その点について考えていただきたいと述べておきます。

次に、「子ども・子育て支援事業計画について」お聞きいたします。現在の策定状況について、ご案内ください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子ども・子育て支援事業計画の現在の策定状況でございますが、市町村で策定する子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条に、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他

この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と規定をされておりまして、5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての事業計画を策定することとなっております。現在策定中でございます計画につきましては、今年度、子ども・子育て会議を8回開催し、委員の皆様からご意見をいただきながら原案を策定しておりまして、先日の子ども・子育て会議において、原案がまとまりましたので、次回、福祉文教委員会において報告をさせていただくこととしております。またその後、原案に対する市民意見募集を行い、3月末までには計画を完成する予定となっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

教育委員会にお尋ねいたします。9月の一般質問で、この子ども・子育て支援事業計画について、きちんと教育委員会のほうで検討して、そして働きかけをしていただきたいというお話をさせていただきました。現実、その動きはなされたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

教育委員会といたしましては、質問議員の9月議会のご指摘を踏まえまして、改めて非認知能力の重要性を再確認するとともに、校長会議や教頭会議の折には、幼児期と児童期の教育が互いにつながりを意識して、それぞれが歩み寄りを持ちながら、非認知能力を育てていくことが学びの土台になっていくことを、これまで以上に確認し、それぞれの学校で幼児期の育ちを受けとめ、発展させていくよう指導しております。一方、現時点では、非認知能力についての議論をしようということで、教育委員会のほうから幼児教育に対する働きかけは行っておりません。しかしながら、さまざまな体験を通して、非認知能力を育成する点では、児童教育において、さまざまな資格、能力を持つ方を派遣する生涯学習ボランティア派遣事業を積極的に活用していただくような働きかけは行っております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

働きかけをなされていないということで残念に思います。福祉部にお尋ねいたします。9月の一般質問の中では、就学前教育が大切なんだよと。だから、この部分で教育委員会がよくやるのは、少人数学級をやるんだと。同じように、飯塚市の就学前教育でも少人数学級をやるよと。そのために保育士への独自上乘せをやるよというお話をさせていただいたかと思います。その点について、計画には入っているのかどうか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

保育士の配置の独自上乘せにつきましては、子ども・子育て支援事業計画の原案の中には盛り込んでおりません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

では、子ども・子育て会議でそのような議論はなされておりますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

保育士配置の独自上乘せについての議論はなされておられません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

待機児童の解消が必要となっています。保育士不足が言われますが、その保育士不足の解消については、どのような策をなされるつもりですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子ども・子育て会議の中でも、待機児童を問題の対策として保育士確保についての議論がなされております。ただし、決定的なその対策として、現在原案には記載はございません。これまで行っておりました修学資金貸付や生活資金貸付、保育士緊急支援金等の制度の周知や保育士合同就職説明会、潜在保育士の掘り起こし等を行うとともに、関係機関と連携しながら、新たな保育士確保のための取り組みを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先日の子ども・子育て会議の中では、現状で大丈夫ですかという委員から、保育園、幼稚園を運営されている委員に対する質問に対し、それぞれの委員の答えは、難しいですねということだったんです。となると、それをきちんと解消しないと前に進めないんですね。その議論が足りないのではないかと考えています。次に、教育・保育の質の向上については議論されていますか、いかがですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

教育・保育の質の向上につきましては、国が示す子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中で、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の項目が追加されておりますことから、計画原案の第5章の6、幼児教育・保育の質の向上として、具体的な施策「保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法、指導方法の改善等について助言を行うための幼児教育アドバイザーの育成・配置を推進します」というふうに記載がされております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この点についても不足しているのではないかと考えています。次に、質の確保についてです。今回、企業主導型保育所についても、量の確保のための方策の一つとして挙げられているようですが、企業主導型の保育所の保育士の割合を確認しているのかどうか。また、指導監督基準をクリアしているのは届け出保育施設、何園中何園あるのかお聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

企業主導型の保育施設を含めました認可外保育施設につきましては、これまで施設の情報が十分でなかったため、実質的に保育体制の一端を担いながら、活用がされておりました。しかし、今般、特に企業主導型保育施設の情報を現在、保育担当課長補佐と保育指導主事が各施設

を回っておりまして、保育の状況や衛生面等の現況、環境を確認をしている状況でございます。市内の企業主導型の保育施設につきましては、本年の11月末現在、10施設ございますが、お尋ねの職員体制としましては、保育従事者88名のうち、保育士が70名、看護師14名、保育従事者に対する支援者4名で、保育従事者に対する保育士の割合でございますが79.5%となっております。また県の指導基準をクリアしている施設でございますが、これは県のホームページで公開されておりますのが、11月19日現在でございますが、11月19日にホームページに更新された内容によりますと、市内の届け出保育施設の22施設中、2施設となっております。ただし、最近開設いたしました施設もございますので、監査を実施した施設は16施設となっております。これにつきましては、県のほうに確認をしましたところ、軽微な指導であったとしても一つでもあれば、基準適合施設とはみないということでございました。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

保育士の入所児童に対する配置基準を満たしている施設、また園庭がある施設は、今の届け出保育施設中、どのくらいありますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

保育士の配置基準につきましては、今年度の監査実施の際に市が立ち会って確認をしておりますが、その際には、16施設中15施設において入所児童に対する基準を満たしておりました。なお、残りの1施設につきましては、事業所内保育施設であることから、あらかじめ登園児童数が把握でき、適切に配置は行っており、それからいいますと全ての施設において、配置基準は満たしているということを確認しております。また、園庭でございますが、園庭がございますのは、届け出保育施設20施設中9施設でございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹 議員。

○12番（江口 徹）

届け出保育施設、ここも無償化の対象になっております。特に企業主導型に関しては、量の確保の方策として活用されるということですから、多分、来年度の入所の申し込みのときには、一覧表になって出てくるんでしょう。そのときに、やっぱり利用者のほうが戸惑うんだと思うんです。今までは、ずっと市は認可保育所を推進してきたわけです。これでやるんだと言ってきた。企業主導型はうちは推奨しないと言った。ところがこれが大きく方向を変えるわけです。そのときに、企業主導型保育所を含めて、届け出保育施設ってどういったものなのか、それをきちんと利用者に伝えることをやっていただきたい。利用者支援事業の中で、これこれこういった園がありますだけじゃなくて、この園はどういった園なんです、園庭があります、ありません、保育士の割合は何割です、そういったことも含めて、ご案内をいただきたいと思っています。この子ども・子育て支援事業計画の中で、特に保育行政に関しては、福祉文教委員会でも、今でも特別付託案件です。その前も特別付託案件でした。その中で、各議員がいろんな提案をされています。またそれは本会議の場でも行われています。また、ほかにも園のほうからも要望書であったりとか、さまざまなものが出てきています。そういったものを含めて、パブリックコメント、意見とともに、子ども・子育て支援事業計画に反映するように検討していただけないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

質問議員がおっしゃいますように、これまで福祉文教委員会におきましては、種々ご意見いただいております。先日開催いたしました第6回、第7回の子ども・子育て会議におきましても、福祉文教委員会の内容、その資料、答弁やその資料につきまして議論がされましたので、委員会での資料等も提出をさせていただいております。子ども・子育て会議の委員の皆様には、大変ご苦勞をかけ、原案の策定を現在していただいております。本会議といたしますか、子ども・子育て会議の委員の皆様には多種多様な職業や団体の方がいらっしゃいます。当初は事務局に対する質問が中心でしたが、次第に委員同士の意見交換や、委員の中で疑問に思われた内容を、他の委員さんが説明されるなど、非常に積極的に、各委員さんが共通の理解をするため、非常に努力をされておられる姿が見られるようになってきております。そういった経過を踏まえまして、まとめられた原案が現在のところでございます。質問議員も含めまして、各議会のほうからも、いろいろな意見、アイデアをいただいておりますので、そういったものにつきましては、当然ご提案を差し上げる、そういったご意見をご紹介する機会がございましたら、今までも紹介はさせていただいておりますが、今後、さらに各委員のほうから、そういったご意見、資料の要求等がございましたら、提供していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

私が言っているのは、聞かれたら答えるのではなく、議会、委員会も含めて、いろんな意見があるでしょう。それを、ぜひ子ども・子育て会議の席に、こういった意見もあっているんです。これも含めて、パブリックコメントと一緒に考えてくださいねとお出しいただけますか、どうですかということをお聞きしているわけです。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

会議につきましては、先ほどご報告いたしましたように、あと意見公募をいたしまして、その結果等も含めまして2回会議の予定をしております。その中で求められましたものにつきましては、提示をしていきたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

求められんとせんという答弁でしょう。福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

先ほどお答えいたしましたように、各委員さんのほうから、議論の題材もしくは意見として求められましたら、提示させていただきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ということは、市側からは、提供する意思はないということですよ。本当にそれでいいんですか。いろんなところの会議をやるときに、その姿勢をずっとやるわけ、市として。市長、なんかそれでいいのかなという顔をされていると思うんですが、市長、副市長、それでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

ちょっとよろしいですか。今の子育て支援事業計画の中に組み込んでというようなことですが、今まさに就学前への教育の充実や支援のあり方について、福祉部の中でも、やっとな認可外のいわゆる企業型保育所の実態調査だとか、それを市として、これまでは区別していたものを、ある一

定の基準を満たせば、市として認知をして、必要な保護者等に積極的に広報していてもいいんじゃないかという方向で動いてはいますが、その一定の基準というのをどういうふうな基準にするかということも、実を言うと、まだ部の中で設定できておりませんので、恐らく部長がはっきりと、今の江口議員の質問に対して積極的にやっていきますと、言いたいところだけれども、その具体的などころがないので、その会議の中でみずから出すということが難しい段階で苦慮しているんだろうと僕は思っています。そういう状況も含めたことを、せっかくのそのような専門家会議ですので、今の現状把握とこれからの方向性も含めたり、そしてその中には、福祉文教委員会での指摘等も含めて提示をしていくように検討させたいと思っております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

主導型のことだけではないんです。いろんなことに関して、議会なり業界団体なりからの提言があります。それを、ぜひ子ども・子育て会議のほうに、こういった意見もあっているんですよ、これについても考えてくださいねというようなことを、パブリックコメントとともにお伝えくださいということなんです。改めて、私もそれぞれの業界団体が前言ったことをもう1回言わなきゃいけないの。伝えていきますよね、伝わっている部分は、自分たちはこう考える、つけ加えてもいいですよ。それもちろんやることだと思んですけど、その前に、今まであった議論について、こういった議論もあったよね、それも含めてきちんと議論をしてくださいということなんです。ぜひ、そのことは、まだもう少し時間がありますので、実際の子ども・子育て会議は2月に2回という形だったかな、となっていますので、それまでの間にどうするか、しっかり考えていただきたい――。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員、発言時間が終わっています。

○12番（江口 徹）

しっかりとやっていただきたいと思います。質の高い保育・教育をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

これもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。「議案第129号」から「議案第164号」までの36件を一括議題といたします。「議案第129号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。

まず37ページ、財政調整基金繰入金7億2400万円余の減額となっております。その主な理由、主な増減額を示してください。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

歳出では、障がい児通所支援事業費で約1億8千万円、市内外の私立保育所施設型給付費で約

2億円、障がい者に関する給付費や生活保護に関する扶助費などの平成30年度分の国・県支出金の返還金で約4億円などの増額要素がございますが、低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業費で約3億2千万円、生活保護扶助費で約1億6千万円、工事費などの普通建設事業費で約1億7千万円などの減額要素もございまして、歳出全体の補正額は約1億4千万円の減額となっております。

歳入では、歳出事業費の増減などに伴う国・県支出金の合計で約5千万円、同じく市債で約2億3千万円、低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業に係るプレミアム商品券販売収入で2億2千万円などの減額要素がございますが、市税で約2億4千万円、普通交付税で約3億4千万円、前年度繰越金で約3億9千万円などの増額要素もございまして、財政調整基金繰入金の補正額を除いた歳入の補正額は、約5億8千万円の増となっております。

歳出総額を歳入総額が約7億2千万円上回っておりますので、この財源調整をするため、財政調整基金繰入金を約7億2千万円減額しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

通告しておりましたページは、39ページですけれども、行政システム九州株式会社設備使用等負担金については、事前のレクチャーで事情がわかりましたので、質問はやめます。

39ページ、森林造成整備事業費補助金、事業の内容と減額の理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

農林振興課長。

○農林振興課長（兼丸義経）

本事業は、森林が持つ水源涵養機能の向上に必要な植栽、間伐などの森林整備を促進するために、公益財団法人福岡県水源の森基金が、「水源の森指定林」の指定を行い、当該指定林の整備を行う所有者に対しまして、整備費用の一部を助成する事業でございます。

減額の理由につきましては、水源の森基金において、第9期となる水源の森基金事業計画が策定されたことを受けまして、平成31年4月1日の福岡県水源の森基金補助金交付要綱の改正に伴う事業区分の見直しによりまして、八木山地区で実施をいたしました間伐及び森林作業道の整備事業が補助対象外となったために、80万8千円の減額となったものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

同じく39ページの児童クラブ利用料についてです。630万円余の増の主な理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

学校教育課長。

○学校教育課長（小林広史）

当初予算において、過去3年間の実績から利用児童数を2104人と見込み、児童クラブ利用料の当初予算額を8344万9千円としておりましたが、当初見込みを上回る児童の利用があったため、利用料を増額するものでございます。

具体的には、今年度の4月から7月までの利用実績から、平均児童数を206人増の2310人と見込んでおります。昨年度と比べまして、児童数が大きく増加しております主な児童クラブは、平成31年4月1日現在の人数でございますが、飯塚東児童クラブでは38人、立岩児童クラブでは33人、片島児童クラブでは20人がそれぞれ増員しております。利用者の増員の要因ですが、今年度と昨年度と比較いたしましても、新1年生の増加や高学年の継続利用が見られ、近年の共働き家庭の増加が、児童クラブの利用料の増加にもつながっているものとしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ふえた人数は206人ですか。

○議長（上野伸五）

学校教育課長。

○学校教育課長（小林広史）

206人でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

全体として増傾向にあるということを承知の上で予算を組んで、なおかつそれを上回っていくという予想を超える事態が今あるということなんですね。

同じく、39ページのプレミアム商品券販売収入、2億2千万円の減額補正となっております。理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

本事業につきましては、消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、プレミアム付商品券の販売を実施するものでございます。市町村を実施主体とする国庫補助事業でございまして、事業費及び事務費につきましては国が全額補助を行うものとなっております。

当初予算計上に際しまして、住民税非課税者及び2019年1月1日現在での3歳未満の人数について、見込みとなる対象者数の抽出を行いましたところ、その時点で、3万5861人と、3歳未満児の人数が3170人でありました。これに転入及び修正申告等の増加を見込みまして、住民税非課税者の見込み人数を3万8千人、また、3歳未満の見込み人数を約4千人とした合計見込み人数を約4万2千人とし、予算計上しておりました。

今回、減額の理由となりましたのは、6月10日に本事業のシステム導入を行いまして、正式に対象者の抽出を行ったところ、2019年度住民税非課税者の制度対象となる方々を、きちんと精査したところを出しましたところ、2万7114人であったことから、これに3歳未満の見込み人数の4千人を合わせ、合計見込み人数が3万1千人となっております。当初見込み人数4万2千人から、現見込み人数の3万1千人を差し引いた1万1千人分、これにプレミアム分ではなく、商品券の購入費4千円に5冊分を掛けた2億2千万円の減額を行うものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

予算はもともと見通しを立てて後に組むものでしょうから、それがそのとおりになるとは、もちろんそう言うわけにはいかないわけだけど、この2億2千万円の減額というのは、規模としてはいかにも大きいわけですね。それで、もともとそういうものだからこうなりましたということなのか、行政の事務手続上、何か重大な誤りとかミスとかがあったのかどうか伺います。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

まず当初予算を計上する折には、前年度の課税状況で抽出をしております。配偶者等扶養に係る数字につきましては、その折では、大きく数字が変わる場合もありますため、制度の対象外と

なる課税者に扶養されている方、これを含めて抽出したために、今回のように数字が大きく違うものとなったものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国が10月からの消費税10%への値上げ、国民が苦痛を軽減するという意味合いとともに、なだめる意味もあったんでしょうけど、国の制度設計ですよ。予算も全部国の予算で来るわけでしょう。飯塚市の事務手続上のミスがないというのであれば、この大幅なこういう減額というのは、国の制度設計によって必然的に生まれたということかと思えます。そういうことを述べておいて、この事業の効果については現段階でどのように評価しているかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げておきます。ご自身のご意見は、質疑の際には述べられないことになっておりますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）手を挙げてもらえますか。（発言する者あり）手を挙げてもらえますか。（発言する者あり）発言があるのなら手を挙げていただけますか。（発言する者あり）いやいや、私の今の注意に対して、発言があるんだったら手を挙げて言ってください。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

質疑をする際に、なぜそれを質疑するかということも多少は述べないと、質疑の意図が伝わらないという場合が、議長、あると思うんですよ。私の今の質問は、これからの質問の意図を的確に執行部に理解してもらおう上で必要だと思うから発言しているわけです。ですから、自分の意見をとうとうと述べるということについてはどうかと思えますけど、そういうわけではないわけですから、今の部分については議長において了承していただきたいと思えます。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開します。

8番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないこととされておりますので、今、川上議員のほうから申し出がありましたが、ご自身の意見は討論で述べていただきますようお願いをいたしますとともに、もし質疑に対して、意見がどうしても必要であるという場合は手短にお願いをいたします。よろしいですか。社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

12月6日現在での購入引換券の交付人数につきまして申し上げます。まず、購入引換券の交付人数につきまして、現在、1万5448人となっております、交付率が48%となっております。2019年度の住民税非課税者には6月に申請書を発送しまして、未申請の方には10月末に勧奨通知なども発送しております。また、市報等においても周知を行っておりますが、現在交付率が48%と低い状況となっております。このような状況の中、コールセンターにいただくお声の中には、現金をお支払いし購入することに難色を示されるご意見等があったというような報告も受けておまして、こういうような状況があるということをお伝えいたします。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

手短に。そういう評価が出されたんだけど、例えば、生活保護所帯は給付対象外なんです。購入対象外なんですよ。しかし、最低生活費以下で暮らしている低所得者も多くおられます。そうした中で、あえて最低生活費で計算すると、年間78万円がその基準ですから、そのほとんどを支出すると思います。したがって、消費税は78万円に対して10%の7.8万円になるんですよ。この難しいプレミアム商品券、お金がない中で購入して、そして1千円、2千円のプレミアムがつきますという制度が、飯塚市として国が押しつけてきたものではあるけれども、低所得者にとってどうかということについて、どう評価しているかお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長 (古野知恵子)

恐れ入ります。この事業につきましては、国の制度に基づきまして実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市議会でこういう問いがあったということ、国に言ってください。制度設計したのを。

それから、次は67ページ、障がい者自立支援事業費についてお尋ねをします。125万5千円の減額の理由についてお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長 (古野知恵子)

基幹相談支援センター運営事業委託料の125万5千円の減額についてと思っております。飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町共同で運営を委託しておりました5つの障がい者生活支援センター、この機能を集約いたしまして、障がい者や障がい児のワンストップ相談窓口、また、相談支援事業所等の中核的な役割を担う機関として、平成29年7月1日より、この障がい者基幹相談支援センターを穂波庁舎の3階に開設しております。

センターの運営につきましては、NPO法人嘉飯山ネットBASARA、社会福祉法人和光会、社会福祉法人翼会、NPO法人いづか障がい児者団体協議会、NPO法人ピースの5団体に委託をしており、各団体から相談支援員を職員で派遣してもらい、業務を行っているところでございます。

NPO法人ピースのほうから、この出向の職員1名が平成31年3月末日をもって退職をするということから、4月から7月までの4カ月間につきましては、職員の配置が1人でできない状況がございました。その間の人件費にかかります委託料を、今回減額しているものでございます。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ピースから予定していた、かつ予算を組んでいた方が急に従事できなくなったということで4カ月間、その人件費が減額の理由ということのようだけど、しかし、その方が担当していたケースというのがあるわけでしょう。それが何件くらいあって、その業務は放置されたのか、それともほかの相談を受ける人が担当していったのか、そこのところお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長 (古野知恵子)

今、お尋ねの退職した職員の持っていた相談案件につきましては、約50件ほどになります。この引き継ぎにおいて、やはり担当が変わるということで、残ったほかの相談支援員が持ったり、また、他の事業所をお願いをした分もございますけれども、この中には苦情案件となった件もございます。その都度、指定の相談支援事業所等のご協力もいただきながら、対応してきたものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、この大事な業務、50人の方たちの生活にかかわる仕事をできなくなったその仕事を、同じように頑張っている相談を受ける人に回したわけでしょう。そうすると、新たに受け持った方たちの待遇というのは、何か改善は検討されたんでしょうか。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

期間の中で、それぞれに対応する中で、それぞれがお互いに協力をし合っていていくというような形で、対応しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうだろうと思いますが、例えば、ある相談員が50人浮いてしまったんですから、自分が10人のケース担当をしましょうとなった場合は、その新たな10人の分はボランティアというわけにはいかないでしょう、業務なんだから。そうすると、事務として、仕事としてふえた分についての報酬は、どのようになったんでしょうか。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

人件費等につきましては、委託しております事業費の中で運用となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もともと穂波支所の3階に、皆さんに集まってもらうまでは、それぞれの事業所ごとに対応していたわけでしょう。こういうふうにワンストップということで、よい事もあると思うけど、こうした事態のことを含めて、こういうワンストップ形式に、集約型にしたことによるメリットとともにこのデメリットというのは、あるいは困ったことというのは、どういったことが考えられますか。

○議長（上野伸五）

川上議員、議案は補正予算ですので、予算に絡めてお聞き願いますか。事業の内容についてはまた違ったところだと思いますので。（発言する者あり）

先ほども業務がふえた方に対する手当はどうなったのかというのは、予算に関係あると思うんですが、業務については、予算には関係ないと思いますので、他の質問をお願いいたします。

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もともとワンストップで集中方式という制度設計をして予算を組んだわけですよ。その設計でやっていく中で、1人が50人ケースを持っている人が仕事ができなくなったという、ほかの相談員に仕事が回っていったわけでしょう、プラスアルファで。しかし、その人の分だということ

で出すべきもの、125万5千円もやめてしまおうということになると事業が成り立たないんじゃないですか、こういうやり方だと。本当にぎりぎりいっぱいのところまで事業しているわけでしょう。仕事そのものはしているんですよ。委託を受けて。いいですか、仕事はしているんですよ。でも1人少ない中で仕事をしたのでということで、125万5千円も減額されるということになると、成り立つんですか。そういったことは、困ったことはないかと聞いているわけです。ただ予算のもとになる制度そのものがどうですかと、考え方が。ということを知っているんですよ。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

申しわけありませんでした。今回、人員が1名配置できなかった4月から7月の間の分につきまして、この方が持っていたケースにつきましては、委託事業者におきまして、委託の範囲内で受けられる範囲内の分を受け、その他多くですけれども、これにつきましては、市内の指定の相談事業所にその案件を受け持っていていただいております。相談事業所のほうに受け持っていていただいた分につきましては、計画料またモニタリング料をお支払いしているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうしますと、当初予定の方が持つようになっていたケースについては、担当される側の人については、各事業所に何人ずつになるかわからないけれども、やっぱりお願いしますということと言って、元の相談員たちが対応していくんだけど、だけど、その仕事量はふえる。ふえた分の賃金を上げる、手当とするための委託料は上がらないということなんですね。それで、そういう状況の中でわざわざ125万5千円を減額しないといけないのかということなんです。それで、もともと統合するまでは、それぞれ2人ずついて、10人体制だったと聞いております。このような形で人がそろわないのは、処遇の問題、賃金等、研修とか、やりがいはあるわけですから、そういうものが伴ってこないと、特に精神保健福祉士の確保だとか、それから社会福祉士のこともありますが、研修としてはですね。そういう流れの中で、1人でも2人でも相談員を確保するという努力が必要だと思います。今からどうかと思いますけど、1月、2月、3月の3カ月だけでも来年度を見通しながら採用を急ぐということを考えれば、今回の125万5千円の減額をあえてする必要はないのではないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

基幹相談支援センターの職員につきましては、やはり専門性の高い職員の確保等が必要だと思います。今後も委託をしております各法人とも連携を図りながら、その職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

71ページ、私立保育所と保育それから――

○議長（上野伸五）

川上直喜議員、申しわけありません。ここでお昼の休憩に入ろうかと思っておりますので、よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。「議案第129号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

71ページ、私立保育所等保育措置事業費について、保育体制強化事業費補助金802万円の減額の主な理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

保育体制強化事業、こちらにつきましては、地域のさまざまな人材を活用し、保育に係る周辺業務を行うことで、保育士の負担軽減を図るための補助金を交付するものです。

今年度予算につきましては、当初予算で対象施設となる市内私立保育所及び幼保連携型認定こども園の24施設分、2592万円の予算計上をしておりましたが、上半期の執行していないことが確定しているものについて、今回減額補正しているものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この事業は、保育士の資格を持たない方が、保育士と一緒に働くという、そういう職場環境になっていくんだけど、本年度の実施状況はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

今年度実施園につきましては、明星保育園、ひかる保育園、潤野保育園、ひばり保育園、あいだつくしんぼ保育園、つはらたんぼぼ保育園、鎮西ひかる保育園の7園で実施しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

1人ずつの配置でしょうか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

各施設1名ずつ配置しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それで当初目的との関係で、事業の効果をどういうふうに評価していますか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

事業の効果につきましては、本事業を実施している園に確認したところ、保育以外の業務、主に清掃や後片づけ、園だより等のお便りの作成など、保育士が行っている本来の業務以外の業務負担軽減を図ることで、保育士が働きやすい職場環境の整備に効果が上がっていると聞いております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

保育資格を持たない職員と保育士と一緒に仕事をするということになっているんですけど、矛盾は職場であらわれてないですか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

業務を分けているため、矛盾はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もともとこの事業は、保育士の処遇改善に資するということだと思うんですけども、この制度を、あいだつくしんぼ保育園、それからつはらたんぼぼ保育園の2園で使っている社会福祉法人が、その制度を使っているつはらたんぼぼ保育園の定数を50人から40人に下げていますね。それから、事業は採用してないけれど、たけのこ保育所でも定数90人を60人に減らしています。これはどういう事情でしょうか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

定数を減らした理由といたしましては、園から地域に希望される方が多く見込まれなかったこと、27年度以降入所児童が減少していることなどを理由として挙げております。

○議長（上野伸五）

川上議員、もうよろしいですか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういうことだけですか。今回の事業、つまり何度も言うようにすけれども、保育資格を持たない人が保育士と一緒に子どもに携わっていくということからくる矛盾のあらわれが背景にあるということではないのか、そういうことをお尋ねしているんです。

○議長（上野伸五）

川上議員、それがこの補正予算の金額とどのような関係があるのか、ちょっと私わからないんですが。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

だから、802万円減額するんだけど、減額しないもので事業をしているわけでしょう。この事業の効果を聞いたら、こういうことがありましたというのがあるんだけど、デメリットもあつたんじゃないのかと。そのために、職場で矛盾が生じて、定数を削減するということになっていく、その背景がそこにあるのではないかと聞いたんですよ。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

そういった背景はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

じゃあ、定数を減らしますという届けを、県にこの社会福祉法人がするときに、飯塚市が反対した理由はなんですか。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

現在、待機児童が発生している状況でもあり、反対しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この保育体制強化事業をもってしても、保育士を集めることが大変だということで、定数を減らす申請をしているわけでしょう。であれば、あなた方の理屈から言えば、保育体制強化事業をもっと強化しなければならないと。1人で足りないなら2人、2人で足りないなら3人というふうに、あなた方の考え方で言えばそういうことになるのではないかということを知っているわけです。単に反対するということおかしいんじゃないですか。保育体制強化事業を強化することにならざるを得ないんじゃないかと思うけれど、そういうわけにはいかなかったんですか。

○議長（上野伸五）

川上議員、すみません。ですからこの802万円を減らす必要はなかったんじゃないかというご質問ですか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうですよ。

○議長（上野伸五）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

この保育体制強化事業につきましては、保育士ではなく保育士以外の業務、資格のない方に対する補助事業になりますので、今回、定員削減に対しまして、市が待機児童につきましては、待機児童が発生している状況で、定員削減については反対しております。この事業に対して、保育士確保とはまた別というふうには考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

保育士の労働条件を軽減するという導入すれば、保育士が確保できるのではないかと考えたわけでしょう。ところが、現実には現場の保育所はそれによっても保育士の確保が大変厳しいということで、90人に対して60人しか入っていないけれども、たけのこ保育園の場合ですよ。保育所無償化が進めば、急増する可能性もあると。つはらたんぼ保育園は50人に対して40人しか入っていないけれども、急増すれば、定数がそのままであれば、保育士を確保しなくてはならない。しかし、そういう展望はないということで定数減を県に届けるという事態に至ったと思うので、本来、私はこのような形だけでは、保育士確保は大変難しいと。現状打開という点でいえば、やっぱり公立保育所をつくって、職員の保育士確保が急がれると言ったんだけど、つはらたんぼ保育園については、市長、私は早急に公立に戻すことを検討してもらいたいと思

います。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

90ページの荒廃森林整備事業費、減額補正3617万円余の理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

農林振興課長。

○農林振興課長（兼丸義経）

荒廃森林整備事業の減額の理由につきましては、当初、予算を作成する時点におきましては、平成30年度に福岡県より県内の自治体に対して割り当てられておりました計画事業費を、当初予算として計上しておりましたけれども、事業年度に入りまして、福岡県からの予算配分によりまして、交付決定額が3617万7千円の減額となったため、今回減額補正を要求させていただいたものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県が減額した理由というのをお尋ねします。

○議長（上野伸五）

農林振興課長。

○農林振興課長（兼丸義経）

先ほど申しましたけれども、予算配分の中で、交付決定額が減額されたものでございます。これ以外の理由は聞いておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは聞けばいいじゃないですか。何でそういうことになるんですかというのを。もらえる分だけもらえるということじゃなくて、大事な事業なんでしょう、荒廃森林整備事業というのが。当初見込みより、こんなに3617万円も減額になると困るでしょう。それは聞いてしかるべきだと思います。質問を続けていいですか。

○議長（上野伸五）

どうぞ。

○8番（川上直喜）

111ページ、学校整備費、大分小学校大規模改造事業費、減額補正2994万円余ということになっています。かなり時間をかけて、税金も投入してやっていったんだけど、どこをどう改造したのか、ポイントを伺います。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

この大規模改造工事のどこをどうということですが、教室棟の改修工事、給食棟の改修工事、あと空調設備でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

教室はどういうことになったんですか。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

内装等の改修を行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

教室の数は扱ってないんですか。

○議長（上野伸五）

川上議員、予算に対して質問させていただいてよろしいですか。

○8番（川上直喜）

予算そのものやん。

○議長（上野伸五）

なぜこんなに減額になったのかという理由ですよね。

○8番（川上直喜）

うん。だからその答えが出てくるんよ、今から。

○議長（上野伸五）

では何で減額になったかを答弁してください。

○8番（川上直喜）

教室の数はどうかと聞いてるわけですよ。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

教室の数は変わっておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

じゃあこの減額補正の理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

先ほど申しました各教室棟の改修工事、また給食棟の改修工事、あと業種もいろいろ、防水工事等いろいろありますけれども、各事業費の確定に伴います執行残でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

教育長、その大分小学校、若菜小学校もそうだけれど、ことしの夏が来る前までにエアコン整備をとすることを、私も言ったし、地域の声でもあったと思うんですよ。それを大規模改修の段取りがこうだということで、夏休みいっぱいまでになったでしょう。それで、本来、エアコンをきちんと夏が来るまでに整備するということで頑張っていれば、こういう減額補正とか出てこなかったんじゃないかと思うんですけど、関係ないですか。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

この大規模改修工事につきましては、計画的に行っております、それに伴って空調整備を行うことで、8月末までにはということで申しておりました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

逆に言えば、この約3千万円の減額なんだけれど、工期を早めてエアコンを夏までに設置するというのであれば、こういう減額が出てこなかった可能性はないかというふうに思ったわけですよ。それで、最後にしますけど、6月末から夏休みに入るまでの間、暑さ対策をどうしましたか。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

暑さ対策ということですが、室温が高い日の対応につきましては、児童の健康維持、また、熱中症の予防のために扇風機の活用や窓を開ける等の換気、同時に、小まめに水分補給の時間を設ける、また、状況等に応じた授業のあり方を工夫するなどの対応を行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これだけ国も県も市も大変だということで、ほかの学校については力を入れてできたのに、若菜小学校と大分小学校だけ従来どおりという答弁でしたね。従来どおりじゃないですか。答弁を求めますよ。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

計画的に行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

かみ合わない答弁をしないでくださいよ。従来どおりですねと聞いたんですよ。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

計画的に行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

教育長、この2つの学校だけ、夏までに間に合わなかったんですよ。そして、ことはたまたまどうやったかわかんないけれど、特別な暑さが襲ってくるだろうということは想定にあったわけですよ。ここの2つは間に合わないと、あなた方はもう諦めていたわけね。それならば、従来と違う特別なことをしてしかるべきだったと思うから聞いたわけですよ。計画どおりとは何ですか。意味がわからない。従来と違う手当を何かしたんでしょう。教育長が毎日教室に室温をはかりにいくとか。従来と違うことをしなかったんですか。今までどおりじゃなかったんですか。それを聞いているのに計画どおりとは、言葉が通じてないじゃないですか。答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

大分小学校と若菜小学校につきましては、ご指摘のとおり大規模改修とちょうど時期が重なっ

ておりました。この大規模改修の中におきましても、このエアコンの設置については少しでも早くならないかというふうなことは、実際に検討は行ってきたところでございます。確かにいろいろな工事の関係もございまして、夏休みの間にやっていくというふうなことで、工期を決めてまいりましたが、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、特におくれます学校につきましては、児童の健康維持、それから熱中症予防のために、いろいろ学校のほうには対策をとっていただくように校長会などでも説明をし、学校のほうでも配慮していただきながら、エアコンの設置を行ったところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

去年と変わったことはしていないという答弁を、今されたんでしょう。そういうことなんです。だから、大分小学校と若菜小学校の子どもたちは暑さに耐えよというのが、努力はするけれども、暑さに耐えよというのが教育委員会の指導だったと思うんです。

それで115ページの学校整備費についてお尋ねします。二瀬中学校大規模改造事業費、2132万8千円が計上されています。どういう工事をするのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

工事内容につきましては、1階に音楽室、2階に武道場があります第二特別教室棟のトイレ改修、便器を和式から洋式に改修し、また多目的トイレについても整備をする予定でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

工事概要説明も見ましたけれども、わかりました。それでこの補正計上の経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

本年4月に国土強靱化関連事業に係る学校施設環境改善交付金の追加要望がありました。それに伴って、築30年以上の屋内運動場や特別教室棟のトイレ等改修を要する施設の中から、児童生徒の安全の確保、また、事業等への影響等を考慮して、今回、二瀬中学校のトイレ改修工事を申請し、9月17日に交付決定となりましたので、今回の補正予算に計上させてもらっています。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

同様のところがほかにありますか。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

同様のところということでございますが、経過年数は施設台帳のほうで管理をしておりますけれど、30年以上超えているところが数カ所ございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

30年とかじゃなくて、同様の状況のところがあるかと聞いたんですよ。

○議長（上野伸五）

教育総務課長。

○教育総務課長（福田憲一）

こういうトイレ等の施設設備の経年に伴う老朽化が進んでいる状況は、各学校でも見られておりますので、今後、一応計画的に改修工事等を行っていきたいというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私が質問しているのは、今回はたまたま国から応援しますよというのがきたから、これを取りあえず一番古いと思われる二瀬中学校に適用して、二瀬中学校で事業をすると。これはこれでいいじゃないですか。しかし、もともと、今課長が言われたように、計画的なものを持っていて、総予算が幾らかかるといのがあれば、今回、たまたまではあるけれども国から補助がきますよというときにあわせて、二瀬中学校だけではなくて、やることはできたんじゃないかなと思うからです。10億円もぽんと増額を要求しているわけではないでしょう。この質問を終わります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

121ページの旧伊藤伝右衛門邸管理運営事業費です。受付等業務委託料が58万6千円の減額となっています。どういう理由かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

旧伊藤伝右衛門邸について、今後のさらなる活用を図るために検討を行いまして、伊藤邸内外でのPR活動に従事することができる嘱託職員を、年度当初より配置したことに伴いまして、受付業務委託の内容を見直したことにより、減額となったものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、嘱託職員の賃金というか、報酬というか、それはどこから出るんですか。これを流用したということですか。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

この業務委託費のうちから流用して、嘱託職員の賃金として支払っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その額は幾らですか。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

流用の額としましては、131万円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

受付業務は当初何人を予定していたんですか。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

当初5人を予定しておりました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

5人を予定して、予算は幾らでしたか。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

当初予算としましては、1283万7千円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、5人の方に1023万円ぐらいの賃金、報酬を払って、一方で、その嘱託の方に131万円流用してお金を渡すということなんですか。ちょっと確認してください。ちょっと数字もちょっとざっとしか見てないけれど。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

先ほどご説明させていただきました1283万7千円は、全てが人件費ということではありませんで、その事務に関する費用が含まれておりまして、この減額分が全て人件費ということではございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

当初予定になかったんですよね、この嘱託職員は。学芸員資格のある方を採用したとか、そういうことですか。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

学芸員の資格はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

当初予算の段階で予定のない嘱託職員を採用したというわけでしょう。何かこう特技とか——企業管理者、何か答弁したいのかな。手を挙げよったやん。誰に合図しよったん。まさか質問をとめろとか言っていないよね。まさか質問をとめろとかいう合図をしているんじゃないかと聞いたんですよ。目の前で、質問しているのに変なジェスチャーをされると、何の合図かなと思うでしょう、誰でも。私に対するジェスチャーなの。

○議長（上野伸五）

川上議員に申し上げます。簡明に質疑をよろしくお願いいたします。

○8番（川上直喜）

それで、嘱託職員、当初予定がないのに採用する理由がわからない。学芸員でもない。じゃあ

何なんですかこの人。特別な能力があるから採用したんでしょう。どんな仕事をしているんですか。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

当初予算要求後につきまして、この伊藤邸についてPRを進めたいということで検討を行いまして、嘱託職員を配置することとしたものでございますが、この嘱託職員配置につきましては、旧伊藤伝右衛門邸で開催されますイベント等に詳しく、そのPR活動に適する方ということで、嘱託職員を配置しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

まず、その人が学芸員でもないわけでしょう。何の資格もないんでしょう。当初予定にない人を採用するわけでしょう。なぜ受付等業務委託料を流用するんですか。別に新たに、その人が必要ならば、別の費目で対応すればいいじゃないですか。なぜ受付等業務委託料を流用するんですか。何か受付業務をするんですか、この人は。

○議長（上野伸五）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

この受付業務に従事する人員の人数を減らしまして、その分を嘱託職員として配置をしておりますので、人数としては当初と変わらない人数で従事をするようにしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

急に雇いどめになった人もおるわけよね、あなた方の話だったら。その受付業務をしていた人を減らすわけだから。一方で、受付業務をしない人間がそのお金で、何の資格もないのに嘱託職員として観光関係の仕事をするということなんでしょう。何か行政の筋が通らないんじゃないですか。今のは答弁を確認しましたよ。減らしたというのかと。そうするとそういう疑問がわいてくるわけですよ。これは流用がおかしいんじゃないですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

この旧伊藤伝右衛門邸の受付業務委託に関しましては、当初、この受付業務の委託をしております中の職員で、かなり詳しい職員がおりましたので、その職員を実は嘱託職員化したものでございます。ですので、この嘱託職員は受付業務を同時に行っておりますので、受付業務の業務を縮小させたわけではございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そのほかのこともするんだけど、受付もするから流用はおかしくないという答弁をされているんですか。企業管理者は何で答弁指導をしよるのかな。企業管理者は関係あるの、教育――

○議長（上野伸五）

静粛に、静粛にお願いします。

○8番（川上直喜）

企業管理者、何の関係――

○議長（上野伸五）

静粛をお願いします、川上議員。管理者――

○8番（川上直喜）

何であなたが答弁指導しようと。

○議長（上野伸五）

川上議員。手を挙げて。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今、明らかに企業管理者が教育部長に答弁指導をしている。どういうことかお尋ねします、企業管理者。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

この旧伊藤伝右衛門邸の受付業務につきましては、当初予算要求時につきましては、5名の受付業務人員を配置しまして計画をしておりましたが、旧伊藤伝右衛門邸の入館者が減少していることから、旧伊藤伝右衛門邸のPRなどもあわせて行える人材を、飯塚市直営で雇うことがこの対策になるということを考えまして、委託業務の内容を、受付人数を4名に減額する契約を当初から契約いたしまして、その執行残を持ちまして人件費のほうに流用いたしまして、嘱託職員を直接雇用しているものでございます。

○議長（上野伸五）

当初5名を予定していたけれど、4名しか当初からは契約はしていないということですか。どうぞ。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

概算要求のときに5人にしていただけれども、本予算のときには4人にしましたと。その浮いた1名でこの学芸員でもない人を直で採用したというわけでしょう。そうしたら流用にならないでしょう。流用じゃないでしょう。本予算は4人分だから。流用には当たらないでしょう。お金はどこから出てきたんですか。4人分しか予算計上してないんでしょ。そしたら、その4人分には、ちゃんと渡しているんだから、この人のお金はどこから出てきたんですか。流用にならないんじゃないですか。

○議長（上野伸五）

質問わかる。これの分と、新しい人の分と分けて説明しないと、私もよくわからなかった。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

当初予算につきましては、業務委託で5名の人件費を含めまして、要求をしておりました。

○議長（上野伸五）

いやいや、だから、新しく雇った方の人件費はどこから出てきたのかなというご質問です。教育部長。

○教育部長（久原美保）

ご説明をさせていただきます。この旧伊藤伝右衛門邸受付業務の委託料につきましては、当初

予算編成時には5名の人員を配置することを計画いたしまして予算要求をしております、予算として与えられておりましたが、予算の要求時から新年度に入るまでの間に、先ほど文化課長が申しあげましたような旧伊藤伝右衛門邸のPR活動の充実だとか、そういうふうなことをするために、やはり嘱託職員のほうがよりよい動きができるのではないかというふうなことの判断に至りまして、そのために、当初この事業を委託するときに受付人員を5名から4名に変更して委託契約を行ったものでございます。そこで、この当初予算にありました分の執行残が生じたので、その執行残を嘱託職員の人件費に充てたということで、流用という言葉を使って説明をさせていただきます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

完全にわかりました。それで、予算編成の段階と予算確定から執行の段階で、意図が変わったということになるわけですね。それはなぜ変わったのかということと、なぜその人かということなんです。なぜ変わったのかも、大体わかりました。なぜその人かというのがよくわからない。というのは、私は配置するなら学芸員だと思うからです。なぜかという、これは文化財でしょう。だから、かつて2年前に山本幸三さんという地方創生大臣が、後に撤回するけど、学芸員は文化財の観光資源としてやっていく場合に、学芸員は大切に扱えというようなことで、学芸員はがんだとか言ったことがあるわけですよ。がんとされるくらい学芸員は頑張るわけですよ。だから、今この旧伊藤伝右衛門邸の文化財としての値打ちを保全し、後に伝えていくという点で言えば、学芸員こそ必要であって、わざわざあえて5人予定していた受付等業務の人数を4人に、確定しているのに減らして、浮いたお金でこの人を雇うということになってくると、なぜ企業管理者が答弁指導をしてくるのかなというような疑問がわいてくるわけですよ。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

128ページの路線価格評定委託料の債務負担行為について、事業の概要を含めて説明を求めます。

○議長（上野伸五）

税務課長。

○税務課長（長尾恵美子）

路線価格評定委託料の債務負担行為について説明いたします。この路線価格評定委託料については、当初予算において債務負担行為を設定しておりましたが、契約額の確定に伴い、令和2年度に支払う限度額が変動いたしましたので、補正するものでございます。

事業内容を簡単に説明させていただきますと、土地及び家屋の固定資産については3年ごとに価格を見直す仕組みとなっております。今回の評価が令和3年度となるため、令和元年度、令和2年度において、この業務により土地の固定資産評価がえの基礎資料整備を行うものでございます。市内全域において評価基礎の見直しを行い、土地の固定資産評価に必要となる路線価格を付設するものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

入札方法、落札者及び年度ごとの契約金額をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

税務課長。

○税務課長（長尾恵美子）

入札方法は指名競争入札であり、2者入札の結果、福岡市にあります大和不動産鑑定株式会社九州支社が落札しております。契約日は平成31年4月23日、履行期間は契約翌日から令和3年3月31日までであり、年度ごとの契約額は、令和元年度1196万8千円、令和2年度673万2千円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

2問聞きます。2問合わせて聞きます。本市における過去の受注実績はどうなっているか、ほかの自治体での受注状況はどうか、合わせて伺います。

○議長（上野伸五）

税務課長。

○税務課長（長尾恵美子）

本市におきましては、平成18年の合併後、平成19年、22年、25年、28年、31年に契約しておりまして、5回とも大和不動産鑑定株式会社九州支社との契約でございます。ほかの団体からの大和不動産鑑定株式会社九州支社の受注実績でございますが、10年以上継続して契約がある団体は、北九州市、春日市、筑紫野市、中間市、大川市などがございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

10年以上ということになれば3回ということになるんですけど、他都市の場合ですね。本市の場合は合併してから5回ということになりますけれど、平成31年は入札ということは先ほど聞きましたけれど、過去4回は随意契約ですか。

○議長（上野伸五）

税務課長。

○税務課長（長尾恵美子）

過去4回とも指名競争入札でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

最後に念のために聞きますけれど、旧飯塚市、旧1市4町で、大和不動産鑑定株式会社が受注実績があるかどうかわかりますか。

○議長（上野伸五）

税務課長。

○税務課長（長尾恵美子）

旧町についてはわかりませんが、合併前の飯塚市につきましては、大和不動産鑑定株式会社のほうに委託しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

随意契約ではなく、一貫して指名競争入札をやっているにもかかわらず、大和不動産鑑定株式会社に、長年、飯塚市はお世話になっているということがわかりました。この事情については別の機会に解明したいと思います。

同じく128ページ、都市計画基本方針等策定支援委託料についてであります。都市計画基本方針、都市計画マスタープランと言いますけれども、説明を求めます。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

都市計画基本方針である都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、都市計画の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用を初めとする都市づくりの方針を明らかにするものであります。都市計画に関する総合的な指針として役割を果たすべく、今回委託するものであります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回変更する理由は何ですか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

飯塚市では、都市計画マスタープラン、平成22年4月策定からおおむね10年が経過しました。これまでの目標の達成状況の点検を行いながら、第2次飯塚市総合計画及び立地適正化計画との整合性を図り、社会経済情勢の変化や本市の動向を反映させるため、本マスタープランの改訂を行うことになりました。また緑の基本計画の改訂を行うとともに、都市計画道路及び用途地域の見直しもあわせて行う予定です。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

業者はどのように決めましたか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

契約方法は公募型プロポーザル方式、令和元年7月17日より随意契約により決定しております。入札日は令和元年8月20日で実施しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

参加は何者ですか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

参加業者は4者で実施しております。株式会社パスコ、株式会社オオバ、昭和株式会社、株式会社URリンケージでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

本市の総合計画に次ぐ重要な上位計画なんですけれども、プロポーザル選定委員はどのような方がされていますか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

選定委員につきましては、都市建設部長、都市計画課長、都市施設整備推進室長、総合政策課

長、まちづくり推進課長の5名であります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

全員が市の幹部で選定を行い、随意契約を結んだということなんですね。受注者と契約金額を伺います。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

受注者は株式会社パスコで、契約金額は3300万円です。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

債務負担行為は、詳しくはいつからいつまでですか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

債務負担は令和元年度から令和4年度までの4年間です。契約日は8月27日で履行期間は令和元年8月28日から令和5年3月31日までとなっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

策定の基本的な内容はこういった点になりますか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

都市の現状把握、民意の把握、現都市計画マスタープランの検証、都市の特性と課題の抽出、都市づくりの目標の見直し、将来都市構造の見直しを実施し、まちづくりの理念、目標設定を設定し、全体構想の作成を行っていきます。地域別構想の策定については、地域の特性と課題として、まちづくりの目標、まちづくりの方針、実現化方策の作成、住民説明会、都市計画マスタープランの取りまとめを行う予定です。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

4年のうち、区切れがあると思うんですけど、前半の2年間はどういうことをすることになっていきますか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

令和元年度は業務計画立案、上位計画関連の整理、都市の現状把握、アンケート調査を実施する予定です。令和2年度は全体構想の作成、地域別構想の作成等を実施する予定であります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

後半部分はどういうことをしますか。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

令和3年度は、用途地域変更箇所抽出、用途地域変更案の検討を予定しております。令和4年度は、都市計画道路の分析や見直し案の検討を考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほどの答弁でありましたアンケート、どういう内容かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

市民のニーズを定量的に把握し、都市計画マスタープランの課題や、施策の検討に反映するための基礎的データを得ることを目的とするものであります。調査対象は18歳以上、80歳未満の市民2千人を無作為抽出し、11月19日に発送しており、回収は12月31日を予定しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今から、都市計画基本方針は都市計画法なんですけれど、この都市計画法と森林法、この2つの法律のはざまで、本市において大変な矛盾が生じているんですけど、その関係について、都市計画法の権能というか、についてお尋ねします。

白旗山のアサヒ飯塚メガソーラー、ノーバル・ソーラー、金比羅山の日本エネルギー総合システムの開発区域は、この都市計画法に基づく本市都市計画基本方針において、緑地保全区域となっています。間違いありません。けさもアサヒ飯塚メガソーラーの開発区域B調整池あたりで、住民が100名近く集まって、森林伐採をするなど、抗議行動をしているんですけども、この本市が都市計画に基づいて緑地保全区域と指定したところを森林法、林地開発許可を県知事が与えて、今のように森林が伐採されてしまう現実、これは法律上どう解釈をしているのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市計画課長。

○都市計画課長（西岡真結）

飯塚市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づいて土地利用を効果的、効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら、長期的視点に立ち、将来の都市像を実現するための方針や方向性を総合的かつ一体的に進めた指針であります。現在の開発許可との整合性は図られていない状況であります。今後、都市計画マスタープランは、都市づくりを進めていくための方針となることを目的として、開発規制については、個々の案件ごとに法令の適用に従って対応されるものと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回、都市計画マスタープランの中間地点での改訂を図るということなんですけれど、都市計画法でこのように緑地保全としたところについて、飯塚市が困ると県知事に言ったのにもかかわらず、乱暴に伐採が進み荒らされようとしている。これによって住民の生命、身体、財産に被害が及ぼうともしている状況なんです。私はこの段階で市が嚴重に県知事に、この点からも抗議

をして差し支えないし、裁判に出てもいいぐらいだと思うわけですよ。しかし、既に切られているところの問題について、ノーバル・ソーラーのように、その問題についてはあるいはまたF I T法でストップがかかれば、木を植えて森林を戻すことができるわけです。だから、今回の見直しの中で、もう切られてしまったから緑地保全指定から外すというようなことを、金比羅山も含めて、考えずに元に戻すと緑があるから指定をする――

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。会議規則第51条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べるができないこととされております。午前中申し上げたように、どうしても意見を述べなければならないという範囲を超えておると私は思いますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますよう、簡潔に質問をしてください。

○8番（川上直喜）

だから、森林があれば指定する、なくなれば外すというような、機械的なことではなくて、本来守るべきものが侵されたときには、指定したまま復元するというような発想も持ってもらいたいと思います。これは要望にとどめておきます。この質問を終わります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

129ページ、市債の現在高についてお尋ねします。一般会計で補正予算書によれば約734億8千万円ということになっています。6月に既に私たちは、執行部より、普通会計ということで、財政見通しを示されております。この一般会計、普通会計の関係もありますので、比較すると、現在の現在高見通しはどういうことになるのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

129ページの調書は一般会計での市債現在高となっております、財政見通しは、一般会計に住宅新築資金等貸付特別会計、汚水処理事業特別会計、学校給食事業特別会計を加算した普通会計となっておりますので、財政見通しに合わせさせていただきます、普通会計でお答えさせていただきます。普通会計にすると、予算上の令和元年度の市債現在高見込み額は765億5千万円でございます。財政見通しでは774億4千万円となっております、財政見通しのほうが8億9千万円高い数値となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その主な要因は何かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

財政課長。

○財政課長（落合幸司）

この主な要因は、平成30年度の財政見通しと、決算の市債現在高に理由がございます。平成30年度の財政見通しでの現在高は約785億2千万円で、決算は約764億5千万円となっており、その差は20億7千万円となっております。そのうち、約12億4千万円につきましては、令和元年度に繰り越ししておりますので、実際は8億3千万円の差があることとなりますが、これは財政見通しで見込んだ平成30年度の事業費が決算では減少したことに伴いまして、起債した額が減少したものでございます。この差の8億3千万円が、先ほど答弁いたしました令和元年度の市債現在高の差とほぼ一致しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

議案第129号の質問を終わります。

○議長 (上野伸五)

「議案第129号」に対する質疑を終結いたします。

「議案第130号」から「議案第133号」までの4件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第134号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

200ページですけれども、勝車投票券発売収入及び副収入と書いております。レクを受けて副収入のほうは状況がわかりましたので、発売収入のみお尋ねします。増額補正が5億2千万円余ということになっております。今回補正の理由をお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (林 寛侍)

勝車投票券発売収入の補正額5億2017万1千円につきましては、インターネットにて投票されますミッドナイトレースが9日間増加したこととあわせまして、今年度前期の売り上げの動向に基づきまして所要の見直しを行ったものでございます。発売の形態につきましては、本場、場間場外、専用場外の区分とインターネットが主な発売方法であります電話投票の区分がございます。本場、場間場外、専用場外につきましては、当初66億5307万円と見込んでおりましたが、全体的な売り上げの低迷及び他場での施設整備による場間場外での発売日数減によりまして、8億3968万9千円の減額を見込んでおります。電話投票につきましては、当初84億1318万円を見込んでおりましたが、売り上げが伸びていることにあわせ、ミッドナイトレースの増加によりまして13億5986万円の増額を見込みまして、差し引き5億2017万1千円を増額補正にて計上させていただいております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

プラスがありマイナスがあつての約5億2千万円ということなんですが、このうち、九州各地に散在する場外車券売り場の状況の影響はどうかお尋ねします。

○議長 (上野伸五)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (林 寛侍)

飯塚市が管理施行しております専用場外が九州各地にございます。申しわけございません。一つ一つというのははっきり覚えておりませんが、伸びているところもございしますが、減になっている施設のほうが多いという状況になっております。

○議長 (上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

場外車券売り場も廃業しているところがあると思うんだけど、どのくらい廃業していますか。

○議長 (上野伸五)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (林 寛侍)

南九州市にございましたオートレース川辺という専用場外が廃止になっております。この1件のみでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

続いて201ページの第2表、債務負担行為、包括的民間委託料についてお尋ねします。現在、日本トーターが受託業者となっていると思いますけれども、これはいつまでですか。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

今年度末、令和2年3月31日までとなっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

5年間の受託ということだったと思いますけれど、本市としては、その評価はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

現在の包括的民間委託になりまして、売り上げが伸びておりますし、収益も向上し、収益保障ということで飯塚市の収入も確保されているところでございます。そういったところで、うまくといますか、順調な営業をしていただいている認識をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

短く意見を言うと、公営ギャンブルを民間に丸投げ的に委託することについての矛盾が、必ずやあるだろうと思っているわけですよ。今、業績との関係で、こういうことですよと言われたんだけど、やっぱり子どもたちの教育だとか、さまざまな分野でのデメリットのことも正当に評価して、デメリットを抑える、メリットを伸ばすというような考え方とかいうことも、一つはあるかもしれません。しかし、きちんとした評価がされないといけないということを言いたいわけです。それで、その上で、選定方法及びスケジュール、なぜ今度は10年間とするのかも合わせて答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

まず、10年間にしようとしておりますのは、現在の5年間の業務実績を踏まえまして、長く安定した運営をすべきと考えまして、10年という設定をさせていただいております。スケジュールにつきましては、今回につきましては、選定委員会にて選定していただくよう考えておまして、そちらでお諮りをさせていただいて、スケジュールを決定していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議案第134号の質疑を終わります。

○議長（上野伸五）

「議案第134号」についての質疑を終結いたします。

「議案第135号」から「議案第147号」までの13件については、いずれも質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第148号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議案第148号は連帯保証人廃止のための議案であります。これまでの連帯保証人制度の意義はどこにあったのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

住宅政策課長。

○住宅政策課長（臼井耕治）

今までの連帯保証人の制度ですけれど、今回の保証人の制度の改正につきまして、まずお話しさせていただきます。民法の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。この民法の一部改正法では、保証人保護に関して、極度額の定めがない根保証契約は無効になることや、主債務の履行状況に関する情報提供義務等の改正がなされます。そのことに伴いまして、飯塚市市営住宅条例の一部を改正させていただきます。

今議員が言われます内容につきましては、飯塚市公営住宅条例の連帯保証人の要件としまして、1、市内に住所を有し、入居者の債務保証が可能となる所得を有するものであること。2としまして、市営住宅の入居者または入居決定者でないことといたしております。

まず、1についてですが、住宅家賃等を含みます債務に対しての保証が可能となる所得を有する者として定めております。

2についてですが、公営住宅法第1条におきまして、公営住宅制度は、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃借し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めております。

以上となっておりますことで、他の市営住宅の入居者の方より、債務保証を補えることが難しいとの判断をしておりますことで、連帯保証人としての要件で示しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現在、連帯保証人になれない、そういう制約はどういうものがあるのか、具体的に。それは何のためだったのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

住宅政策課長。

○住宅政策課長（臼井耕治）

これまで連帯保証人につきましては、家賃の債務の保証のみならず、実質的な緊急的な連絡先の役割もしております。先ほど述べました答弁と同じように重なりますけれど、要件等につきましては、1についてが、住宅の家賃等を含みます債務に対しての保証が可能となる所得を有している方ということの判断と、2についてですが、市営住宅に現在入居されている方もしくは入居決定されている方につきましては、公営住宅法第1条におきまして、公営住宅法の中でうたっております、この住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃借し、また転貸することによりということで、第1条で書いておりますことで、他の市営住宅の方の連帯保証人になり得るものがちょっと難しいと考えておりますことで、連帯保証人の要件として、保証人になれないということで定めさせていただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

例えば、市営住宅に住む人は市営住宅に住む人の連帯保証人になれないとか、それから、生活保護を受けている人は連帯保証人になれないとか、言われていましたよね。でもそれは、基本的

には連帯保証能力、経済的なそれを言っているのもあって、必ずしも今言ったようなことはかわりがないということだったと思うんだけど、意義はわかりました。一昨日、西日本新聞で、この連帯保証人の存続と廃止について自治体で判断が割れているという報道がありました。この中で注目したのは、公営住宅で連帯保証人がある場合の家賃収納率と、それからそうでなくて、やむを得ず入っている人がおられるわけですけど、そういう状況の場合でも収納率は変わらないということで、連帯保証人の意義の収納率を維持するという点については、その限りにおいては、その調査の限りにおいては意味をなしていないということで、廃止しても差し支えがないでしょうということがあるんですけど、今回、制度を廃止することなんだけど、廃止の意義というか、メリットというか、そういうのはどういうことを考えられていますか。

○議長（上野伸五）

住宅政策課長。

○住宅政策課長（臼井耕治）

連帯保証人につきましては、家賃債務の保証のみならず、実質的な緊急連絡先としての役割も果たしております。また、見守り的な意味合いもありますことで、入居者との連絡がとれない場合、またキーパーソンの意味合いもございます。今後そのことがございますけれど、今後の対応としまして、任意でございますが、入居者が入居時において、緊急連絡先として連絡がとれるように、親戚や友人、また住所等のお伺いをいたしまして、連絡先の提出をお願いしていただこうと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この際要望しておきたいと思うんだけど、本市が管理する市営住宅のうち、330戸については、部落解放同盟か同和会の推薦がなければ入れないということになっているわけです。連帯保証人の廃止があったとしても、この住宅に応募したいと思っただけでも、応募ができないという状況があるわけですよ。これはもう直ちに改善してもらいたいと思うんだけど、市長、大丈夫ですか。検討してもらえますか。

○議長（上野伸五）

すみません。議案に対する質疑ではないと思いますので。要望は今、発言を認めましたけれど、よろしいですか。この議案についての質疑はもうよろしいですか。（発言する者あり）「議案第148号」についての質疑を終結いたします。

「議案第149号」については、質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第150号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

庄内温泉筑豊ハイツの再編整備事業の工事にかかわる変更工事契約の件です。それで、この際改めて、この事業の概要をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

本事業につきましては、建築から40年以上が経過し、老朽化や耐震性の問題を抱えていた筑豊ハイツを新たな宿泊施設へ再整備するものとなっております。一昨年7月から8月にかけて、再整備事業者を公募しまして、プロポーザル方式にて事業者選定を行い、同年9月に株式会社ソニックススポーツを代表者とするグループ事業者と基本協定を締結いたしております。

新施設につきましては、事業者より提案のあった新ホテル棟及びコテージ棟やテントなどのグランピング施設からなる宿泊施設を整備することとし、来年4月のオープンに向けて現在建築を進めているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その過程で工事事故が起こったということなんですね。それで、工事事故が起こった、市の大事な財産が傷つけられたわけですから、原形復旧というか、原状回復要求が当然と思うけれど、それについては、この従来入札と違う新方式でやっている関係で、どういうふうにそれを要求し、保障させていくかということがかかわってくると思うので、デザイン・ビルド・オペレーション、DBOという方式について、その角度からどういう制度なのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

この整備方針につきまして、本事業につきましては、公募によります民間事業者提案に基づきまして、新施設の設計から施工までを一体的に整備しながら、施設の整備完了後には、維持管理、運營業務までを提案事業者が行う、デザイン・ビルド・オペレーションのDBO方式により実施いたしております。

○議長（上野伸五）

工事事故が起こっているけれど、DBO方式で相手方に請求できるんですかというご質問だったと思うけれど。そうですね。川上議員、もしよかったらもう1回。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私が今質問したのは、DBO方式をとっているから自動的に業者が全面的に原形復旧ないし原状回復責任があると。100%というわけにいかないのかということを知りたいつもりだったんですよ。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

今回はDBO方式ということで、デザイン・ビルド・オペレーションということで、今回の施工に関してはそれぞれの契約行為を結んでおります。それぞれ施工、工事について市と契約を結んでおりますので、DBO方式を採用しておりますけれども、市のかかわりはこの契約上でございます。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

今回のDBO方式でございますけれども、施工につきましては、工事請負業者との個別の契約に基づきまして、その契約書にあります請負代金の変更については、発注者と受注者と協議をして行うという定めに基づきまして実施いたしております。

具体的に、今回の工事につきましては、当該箇所の約5メートル地下に暗渠排水管が設置されているとは想定できていなかった隠れた瑕疵と考えていることから、全てが事業者の責任になるとは考えておりません。想定できる管路でなかったため、市も事業者も双方ともに、今回の事故

が発生したものと協議の上で合意しておりますので、工事請負契約の第24条に基づきまして、変更の協議を行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回の変更工事の締結というのは非常に違和感があるんだけど、ずっと聞いてみると、DBOという特殊な方式を採用しているから自動的にこういうことをしているというわけでもなさそうですね。個別の契約の中に、工事に関する請負金額の変更という規定があるので協議したということでしょう。勘違いしているんじゃないですかね。市の財産が、暗渠排水管という財産が、工事を邪魔しようと思ってわざと入れたわけじゃないんですよ。そこに静かに眠っておったんですよ。それにくいを打つのは難しいですよ。ボーリングで穴をあけようと、一遍とまるでしょう、大体、そういうかたいものがあつたら。それを力を込めていくから破れるわけでしょう。非常にあり得ない事故が起こったわけですよ。それで片峯市長、飯塚市は被害者なんですよ。要は、じっととまっていたのに、後からドンと追突されたようなものですよ。これは工事と全く関係がないじゃないですか。だから、この案件を、九特興業との間の工事契約の条項に基づいて解釈しようという、しかも相手と協議して解釈したということは違和感がありますよ。そこで、この工事、実際に行ったところ、下請、孫請があるでしょう。工事監督は誰がしたのか、いつのことなのか、ちょっと細かく聞かせてください。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

施工につきましては、飯塚市潤野に本社のあります九特興業株式会社となっております。その中で、現場の管理人につきましては、九特興業の技術者が現場代理人となっております。下請につきましては、株式会社三誠が下請を受けております。施工体制につきましては、それぞれ下請業務は管理しておりますけれども、数が多くございますけれども、今、申し上げましたところは、くい工事を受け持っている下請工事の会社でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現場監督は、受注者の元請けの九特興業の技術者ということなんですか。施工体系はあなた方は、把握しているんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

施工体系は把握いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これはそもそもいつ起きた事故なのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

事故の発生日につきましては、7月25日となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その時に、九特興業の現場監督はいたんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

7月25日、造成地盤の陥没を確認いたしておりますので、当然、現場監督はそこに在駐しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

当然と言われたけれども、それは市は確認したんですか。その工事の最中に現場監督がおったのか。権限を持つ、責任を持つ。それは確認していますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

当日、現場監督からの報告により、我々が立ち会っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

簡単なことなんです。あなたはこの事故が起きたときに現場におったのかと聞いたかということを知っているんですよ。現場監督がそこにいなくても、報告聞いたら電話かけてくるでしょう。現場で監督しておったんですか、九特興業の現場の責任者は。それは確認していないんですね。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

現場監督からの電話連絡を受けておりますので、当然現場からの連絡ということで在駐していたものと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、こんなことで1千万円も税金追加で出せませんよ。誰が監督しておったかわからん状態の中で、あるいは監督者がおったかわからん状態の中で金出せと言われて、はいと言う人がいますか。それから、実際に市は、7月25日、現場を確認したと思うけど、どの重機で、誰が運転していて、どういう形で、どうなったかというのを詳しく聞いたんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

まず現場の状況報告を受けております。現状としましては、造成地盤のほうが円錐形に陥没を起こしたということで、掘削作業時とかいうものではございませんで、要はアリ地獄のように地下の鉛管をくりぬいていたという状況が結果でありますので、その分で表面の造成地盤を引き落としていたということから、現場のほうに報告を受け、立会をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

報告を受けて立会はいいですよ。そうしたら、それが本当かと調べないといかんでしょう。当たり前なんですよ。業者は、私たちは悪くないと報告するのは当たり前じゃないですか。それで、どういう状況だったんですか。これは、この工事は誰がしていたんですか。その工事、下請ですか。くい工事の担当というんでしょう。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

先ほど申しました工事につきましては、株式会社三誠のほうで執り行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

三誠の職員がやったんですか。それとも孫請がやったんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

三誠が実施いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ぶち抜いた、作業された個人から話を聞いたりしましたか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

現場のほうからも確認はしております。かたいれきと思い、掘削をしていたということで、その部分については協議の中で、聞き取り等含めて確認をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

本人から聞いたんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

現場のほうには、施工者である三誠も含めまして、現場代理人等も含めてお話を聞いております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

作業した本人から話を聞いたのかということを知っているんですよ。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

現場を目の前にしまして、作業している職員からも聞いております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうしたら、コンクリートの管なんですよ、地下5メートルの。これを打ち抜くといったら抵抗があったはずですよ。N値が変わったはずですよ。それを、ちょっと待てよと。岩盤なのか何なのかと、5メートルですから岩盤のはずがない。それでも打ち抜いたわけでしょう。そういうことになりませんか。そういうふうに聞きませんでしたか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

当初、事業者は転石と判断し、確認申請どおりに推進を図ろうと事業を実施したと聞いております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

転石というのは何か、なぜそう判断したのか、ちょっと教えてください。（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

質疑中でございますけど、ちょっとお願いします。打ち合わせをちゃんとしてもらいたいと思います。私が聞いておるところでは、図面がない管があったというふうに聞いております。もともと、この管が何の管というのがあると思いますが、管の敷設の竣工図面と現況が違っていたということで、これを業者が打ち抜いたというふうな話を聞いておりますので、それが事実かどうか、質問者と答弁者のほうでちょっと確認をしていただけないでしょうか。聞いておると、どうしてもそこがずれているから、だんだんだんだん話がわからない方向に行っているような気がいたしますので、私が聞いておる内容が違うのかどうか、私が間違っているかもわかりませんが、その辺は確認しないと、質問者もちょっと質問の内容が変わってくるのではないかと感じておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

事業者に対しましては、市は施工箇所水路が入っている情報は与えてはおりませんでした。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

付託する案件ですからあれですけども、今、やりとりでわかったことは普通あり得ない。途中、その事故が起こりかかろうとしても、途中で普通とめることができるのではないかとと思われるような事故が現実には発生したと。それから2番目は、そのときに現場監督はいたんですかということ飯塚市が聞いていないということ。3番目に、飯塚市が損害賠償ないし原形復旧ないし原状回復の請求をした気配がないということが大体わかってきましたけれど、そもそも飯塚市

にどれだけの責めがあるのかということなんですけど、今、水路が中に入っているという情報を与えていなかったということは言われた。しかし、そのために飯塚市民が1千万円出さないといけませんかというふうに思うんですよ。それで、では逆に飯塚市が九特興業に与えた情報は、この件についてはどういう情報を与えたのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

現場に竣工図等もございませんでしたので、情報については、先ほどの答弁を繰り返しますが、施工箇所に入水路が入っているような情報は与えておらず、現場の状況からも、当該箇所、約5メートル地下に暗渠排水管が設置されていることは想定できておりませんでした。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

まずはあったわけでしょう。まずの存在は、市が情報提供するまでもなく、相手もわかっていただけでしょう。3カ所のまずは確認しておったんじゃないんですか、双方それぞれに。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（梶原康治）

現状、表面上のまずの把握でございますけれども、それにつきましては、事業者のほうも把握しております。上流側に1カ所と下流のため池側に1カ所の2カ所が表面上で確認されております。それを事業者とともに確認いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうであれば、この九特興業はその3つのまず、予定開発地域内にないまずを見て、自分たちが、水路は開発予定地内には入っていないというふうに、本人たちは思い込んだんでしょうか。試掘とかそういうことを、安全にくい打てるということをしなかったのは、自分たちの責任で見た3つのまずによって、水路はそのとおりに真っすぐ直線で流れているという判断をして、中に水路はないという自分たちの判断があったからではないのか、こういったことも問わなければ、飯塚市がそこに水路があることを教えなかったことが1千万円の罰金というようなものは、到底あり得ないと思う。

それで最後、質問ですけど、こういう場合、変更工事契約とか結ぶようなものではなくて、これとは、工事とは別の次元で、九特興業が市民の財産を壊して申しわけないということで、自腹で責任を負うのが当たり前じゃないかと。なぜ、そういうふうに彼らが言わないで飯塚市がはいと受け入れるかという、もう一つの問題は、あれが待っているでしょう、工期の延長が。工期におくれたら問題が生じるということがあるから、この工期がおくれた理由は飯塚市のせいだということになってしまうわけですよ、これは。だから自分で追突していて、相手から金を取り、そして、もろもろの責任も相手に、被害者に押しつけていくということ、市民の税金で引き受けようとするこの150号は到底認めがたいので、撤回してもらいたいと思います。これは要求にしておきます。

○議長（上野伸五）

この議案はもう質疑を終結してよろしいですか。「議案第150号」についての質疑を終結いたします。

「議案第151号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第152号」について、最初に、16番 吉松信之議員の質疑を許します。16番 吉

松信之議員。

○16番（吉松信之）

質問者が変わりましたが、よろしく申し上げます。それでは、「議案第152号」、これについて質問いたします。大分小学校跡地の開発は、地元では待ちに待った入札でございました。しかしながら、大分小学校が移転して以来、26年の歳月が流れ、合併して既に13年が経過しております。今回の大分小学校跡地売却まで随分時間がかかったように思われますけれども、その理由をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

筑穂町時代から利用対策の協議を行ってまいりましたが、平成18年の合併以降、内部組織による大分小学校跡地検討委員会や公有財産利活用検討委員会などによる協議を重ねてまいりました。それにあわせて、関係自治会、生産組合と活用方法や放流協議など、さまざまな意見交換を重ね、ようやく売却の準備が整いましたので、本年8月に筑穂地区の自治会長の皆様にご報告を行いまして、一般競争入札を実施し、契約の相手方が決定いたしましたので、今回の議案上程となりました。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

紆余曲折があつて、時間が経過したということで了解いたしました。そこで、今回の入札は条件つき一般競争入札ということでしたけれども、その条件とはどんなものでしょうか。それから、これからの市有地の売却は、今回の条件つき売却が先例になると考えております。ゆえに、条件をつけるまでの経緯も説明願います。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

条件つきの内容につきましては、地元との協議によりまして3点ございます。1点目は、この場所は飯塚市立地適正化計画に基づく居住誘導区域に該当するため、建築物の用途を戸建て専用住宅とし、そのための用地とすること。2点目は、この物件には買い戻し特約設定登記を行い、その期間は、本契約締結、議会の議決日でございますが、から起算して5年間といたしまして、5年以内に都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づいた工事が完了し、工事完了検査済証の交付を受ける必要があるとし、期間内に交付を受けられない、工事が完了しない場合には、特約に基づき、飯塚市が物件を買い戻すこと。3点目は、自治会加入の推進を条件といたしております。その経緯につきましては、跡地の利用や売却の協議を地元の方と協議する中で、当該地がJR筑前大分駅に近く、福岡市近郊にも30分程度の通勤・通学圏内であり、住宅地としての需要は大きなものがあると考えたことから条件を付したものでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

るる条件をお聞きいたしました。そして、その条件を付した理由も腑に落ちました。それでは、確認になりますけれども、売却条件に違反した場合は、再度、どうなりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

先ほどご答弁いたしました条件のうち、2点目の条件でございますが、この物件には買い戻し

特約設定登記を行い、本契約締結の日、議会の議決日から起算して5年以内に開発行為の許可に基づいた工事完了検査済証の交付を受ける必要がございます。期間内に交付を受けられない、工事が完了しない場合には、特約に基づき、飯塚市が物件を買い戻すことになります。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

了解いたしました。それでは、入札に際し、応札は何者であったでしょうか。さらに、落札金額については、2番目とどれぐらいの差があったでしょうか。また、同額の場合はどうなるかということをお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

入札につきましては、9月3日から9月24日までの申込期間で5件の応募がございまして、10月11日に入札を行いました。最低売却価格5千万円に対しまして、落札額は9110万円、2番目に高い方は約7780万円、約1330万円の金額差がございました。今回は同額の入札はございませんでしたが、有効札の中で最高額の札が2以上ある場合は、くじにより落札者を決定いたします。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

落札価格が最低売却価格の約1.8倍強であったという計算になると思いますが、ところで、ハザードマップによりますと、売却物件の一部が土砂災害警戒区域に指定されておりますけれども、そのことについての情報は、そこに住む方にとっては大変重要な情報になると思っておりますけれども、そのことについてはどう対応されましょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

飯塚市地域防災計画では、市は広報誌や「いっづか防災」等で市民へ周知するとなっております。平成31年4月に「いっづか防災」を全世帯へ配布し、周知したところでございます。質問議員が言われますとおり、当該売却予定地は、一部、土砂災害警戒地域の指定がなされておりますが、売却物件案内でもその旨を周知いたしております。また、土砂災害防止法では、土砂災害警戒地域内における建築物の規制はございませんが、宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者は、売買に当たる際にはその旨を説明することが義務づけられております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

土砂災害警戒区域に含まれていても、建築物の規制はないとのことですが、先ほども申し上げましたとおり、そこに住む人にとっては重要な情報でありますので、後々トラブルにならないよう関係者にその旨をしっかりと説明するように指導をお願いいたします。

それでは、今回の開発は3千平方メートル以上の開発になりますので、都市計画法に基づく開発行為となりますけれども、快適な住環境のために、道路、公園などの事前協議はもちろんのことですが、防災に必要な消防水利についての協議はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

防災安全課長。

○防災安全課長（上野恭裕）

事業者が開発行為等を行う場合、開発事前協議で消防水利施設も確認いたします。なお、当該売却予定地については、既存の地下式消火栓及び防火水槽で包含されていますので、開発には問題ないと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

防災には防火水槽、それから消火栓等の消防水利が非常に重要になってまいります。その点は専門であります消防署としっかり連携をとって、事前協議をなされるようお願いいたします。今回の条件は、個別専用住宅ということで、新たなコミュニティが生まれるわけですが、自治会加入について、地域の環境、親睦、福祉、防災などの面から、新しい地区にとっては最初が肝心でございます。そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小川敬一）

条件つき一般競争入札の条件といたしまして、自治会加入の推進という項目も入れられております。新規の戸建て専用住宅の自治会加入につきましては、質問議員が言われますとおり、最初が肝心であると考えております。今後、開発業者、管理組合等と詰めた打ち合わせを行うとともに、周辺自治会長の方々からもご意見をいただきながら、自治会加入の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

スムーズな自治会加入ができるように段取りをしっかりとお願いいたします。

そこで、個別専用住宅となれば、当然、通学する児童生徒がふえると予想されますけれども、通学路の安全について、特に大分駅西側県道のガード内歩道は非常に危険な状態のままでございます。当該箇所につきましては、ことしの第3回、第4回の定例会で一般質問もさせていただきますけれども、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

吉松議員、一応答弁はさせますけれども、議案とはちょっと離れておりますので、この件につきましてはこれで質疑は元に戻していただきますようお願いをいたしておきます。土木建設課長。

○土木建設課長（中村 章）

児童生徒の通学路の安全確保は当然のことです。一般の歩行者や通勤者の安全も必要と考えております。ご指摘のJR福北ゆたか線大分駅西側の県道徳波嘉穂線ガード下の歩道内における安全確保についての進捗状況につきましては、9月17日に要望されました地元自治会長、大分小学校、筑穂中学校の校長先生と飯塚県土整備事務所、市とで現地の状況の確認を行っております。その際、県土整備事務所におかれましても、現地の危険な状況については再認識をされているところでございます。今後も抜本的な対策について、県土整備事務所、JR九州等の関係機関と協議を進めていただくよう強く要望してまいります。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

それでは、最後になりますけれども、当該区域は暮らし維持型都市機能誘導区域になっておりますが、JR筑前大分駅周辺で本物件以外の未使用の公有地はありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

J R筑前大分駅周辺地域の本物件以外の未利用の市有地で、規模が大きなものとしましては、現在の大分小学校の北側、茜ゴルフ倶楽部の東側に石切ヶ谷と呼ばれる山林がございます。面積にいたしまして、約12万3千平方メートルの市有地でございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

関連でございますので、意見ではございませんけれども、今答弁されましたように、J R筑前大分駅周辺の石切ヶ谷というところに、何と12万3千平方メートルほどの市有地があるということですが、これは大分小学校跡地の10倍もの面積があると。市の方針としては、利用計画のない市有地については売却するということでもありますので、この土地を眠らせておくという手はないと思います。そこで、今回の大分小学校跡地の開発が飯塚市全体の定住促進の起爆剤になると考えております。なぜなら、福岡一極集中の中で、J R大分駅周辺は飯塚市筑穂地区の西の玄関、博多駅まで最短で27分、快速は全てとまるというようなことで、これだけのポテンシャルがあるということは、市内からの移住ということではなく、市外からの移住が期待できると。飯塚市の人口は社人研の推計で2045年には10万人を割ると。しかしながら、飯塚市は2060年の人口目標を10万人としております。このギャップを埋めるためにも、経済建設委員会で同僚議員が言っていますとおり、飯塚市内からの移動ではなく市外から、つまり福岡都市圏からの人口の流入ということが定住促進のためになると思っております。そういうことで、今回の売却が今後の展開の分岐点になるという可能性があると思っておりますので、将来の飯塚市のために、J R筑前大分駅周辺の広大な市有地を、飯塚市発展のために活用していただきますよう要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

次に、10番 深町善文議員の質疑を許します。10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

では簡単に1問だけ質問させていただきます。土地の処分、大分小学校の跡地、152号についてお尋ねします。私は、生活水の処理について、この1点でお願いしたいと思います。まず戸数は、どのくらいの戸数が建つ予定になっているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

事業者の開発計画にもよりますが、おおよそ40戸程度と考えております。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

建設される住宅から排出される生活水の処理はどのようになりますか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

売却協議を進めていく中で、関係自治会や生産組合と協議を重ねまして、各戸に合併浄化槽を設置し、必ず浄化槽を通して東側県道に埋設されている排水管につなぎ込めるような開発計画を行うようにしております。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

その排水管はどのような管で、また大きさはどのような大きさを、今回開発される分の容量は大丈夫でしょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

つなぎ込む排水管は、飯塚市が管理しているうぐいす台団地汚水処理施設の排水管でございます。管の大きさは250ミリメートル、今回の開発による宅地造成が行われても問題はございません。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

放流先はどのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

内住川になります。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

処分予定地、大分小学校跡地の東側の住宅、放流先がため池、乱橋の池であるんですね。このために乱橋の池の中に藻が発生して、下流である高田生産組合や農家の方が、皆さんが大変困っておられるという状況が今起きております。今回はこのようなことはありませんでしょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

高田の生産組合の方や自治会の方と十分に協議いたしました結果、汚水処理施設の排水管につなぎ込み、内住川へ放流することといたしましたので、ご心配されている乱橋ため池には生活排水は流れてまいりません。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

内住川も農家にとって大切な水源になって、高田以降の方もこの内住川を使って、いろんな防火用水やら使ってますんで、この辺も大丈夫でしょうか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

現在、うぐいす台団地汚水処理施設の放流先である内住川の水質検査を毎年飯塚市で行っております。今回の放流先も、現在行っている水質検査と同様の検査を行い、その結果報告書を高田地区へ提出いたします。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

今言われた内容は、高田地区の方は御存じでしょうか。その協議が行われていれば、経過を教えてください。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

平成25年に高田生産組合長に跡地売却の説明を行いまして、放流先の協議を重ねてまいりました。その後は、生産組合や自治会役員の皆様にも説明を行いましたが、その際、乱橋ため池への放流は浄化槽処理排水が流入することを懸念されたため、賛同が得られませんでした。地元からは内住川への放流であれば先ほどの内容で同意が得られるということでございましたので、平成27年に同意をいただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

10番 深町善文議員。

○10番（深町善文）

私ども地元地域としまして、高齢化や過疎化、人口減が続いております。先ほどの吉松議員の案にブレーキをかけるようなわけではありませんけど、他の地域からの転入、それは大変望むところでもあります。また、筑前大分駅から博多駅まで快速で、先ほど言われますように27分、穂波西インターからも30分ほどでバイパス、都市高速に乗れば30分ほどで天神に着くこともできます。この地域は飯塚市にとっても大変貴重な地域になると思うので、今後の開発、この辺は地元と協力して、飯塚市と協力してどんどんやっていきたいという思いはあります。今の高田小学校の児童の減少、それから高齢化、それから空き家対策、いろんなことを考えたときにやっていかざるを得ないかなというところもありますので、やっていきたいと思うんですけど、地元との協力、地元の理解を取りながら、両方が発展するような、飯塚市のためになるような発展をしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。私の要望とします。よろしくお願ひします。

○議長（上野伸五）

次に、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

契約なんですけれども、5年以内の間に転売したいというときは、このWILLハウジング株式会社はどうしたらいいんですか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

転売する場合には、今回付しました条件を継承していただくことになるかと思ひます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ということは、転売ができるということなんですかね。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

5年以内の買い戻し特約を付しておりますので、その工事が完了するまでは転売はできないものと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、5年以内に転売する場合はどうしたらいいかと言ったのに、条件にかみ合えばということだったんで、5年以内に転売ができるのかなと思ったんですよ。違うんですか。

- 議長（上野伸五）
財産活用課長。
- 財産活用課長（今泉正虎）
失礼いたしました。工事が完了するまでは転売はできないということでございます。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
その工事というのは何のことですか。その工事が完了するまではの工事のこと。
- 議長（上野伸五）
財産活用課長。
- 財産活用課長（今泉正虎）
都市計画法第29条の規定の開発の行為の許可に基づいた工事のことでございます。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
市民にわかる言葉で言うだけませんか。その工事というのは、どういう工事までが5年以内に終わらなきゃいけないのか。
- 議長（上野伸五）
財産活用課長。
- 財産活用課長（今泉正虎）
平たく言いますと、分譲宅地の造成工事でございます。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
それが終われば転売できるということなんですね。
- 議長（上野伸五）
財産活用課長。
- 財産活用課長（今泉正虎）
5年以内でも工事が完了いたしますれば、条件を満たせば転売は可能でございます。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
予定価格は幾らでしたか。
- 議長（上野伸五）
財産活用課長。
- 財産活用課長（今泉正虎）
5千万円でございます。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
今回、倍とまでは言いませんけど、高い落札ということになっています。それで、この5千万円の予定価格の設定は何に基づいてしているんですか。
- 議長（上野伸五）
財産活用課長。
- 財産活用課長（今泉正虎）

土地の鑑定評価を大和不動産鑑定株式会社に依頼いたしまして、宅地分譲を想定いたしました更地価格5千万円を鑑定評価額として、報告を受けております。それをもちまして、市の内部機関でございます財産管理審議会を7月30日に開催し、鑑定評価額を答申価格として決定いたしました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

路線価格評定委託、さきの大和が新しい飯塚市になって5年連続で受注して、旧飯塚市でも実績があるということなだけけれど、その大和のことを言われているんですか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

大和不動産鑑定株式会社、同じ会社だと思います。

○8番（川上直喜）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

思いますというのは何ですか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

同じ会社でございます。

○8番（川上直喜）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大和に頼んだのはどういう理由ですか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

指名競争入札で決定いたしました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その内容、結果を教えてください。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

6月25日に執行いたしまして、大和不動産鑑定、それから、みずほ不動産鑑定所、第一鑑定リサーチを指名いたしまして、入札を行い、決定したものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

落札額を教えてください。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

38万5千円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

全部教えてください。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

大和不動産鑑定が先ほど申しました38万5千円、みずほ不動産鑑定所が39万円、第一鑑定リサーチが41万円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

談合していないかどうかについての確認がされていますか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

談合の事実の有無については確認しておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

語尾がちょっと聞き取りにくかったんだけど、もう一回はっきり言ってください。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

確認しておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

談合がないという確信があるわけですね、確認していないということは。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

談合があるとは考えておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

考えてないというのはどういうことなんですか。私は確信があるんですねと聞いたんですよ。誰が考えているんですか。あなたが、課長個人が考えているということ、飯塚市全体がそう確信を持っているということですか。

○議長（上野伸五）

財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

繰り返しの答弁になりますが、談合があるとは考えておりません。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員、今のご質問は、今回の議案は最低制限価格での落札ではないので、最低制限価格から先ほどご自身で言われた1.8倍ぐらいの価格で落札しておるので、鑑定会社との関係は非常に薄いのではないかと私は思いますので、質問の趣旨を変えていただいてもいいですか。8番川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

まさか議長から答弁が出ると思わなかったね。議事進行としてはあり得ん議長の発言ですよ、はっきり言って。談合があって、5千万円がなぜちよつきり5千万円なんですか。低く設定されていれば、土地の取得を希望する者はそのレベルで低くできるじゃないですか。だから、この入札がまともであったかどうかについて、飯塚市は確信を持って談合がなかったと言わなければならんし、ところがそういうことになってないでしょう、考えておりますとか。だから、飯塚市は予定価格5千万円の1.8倍でよかったとか言っているかもしれないけれど、冗談じゃないですよ。こんないいかげんな価格設定で、9千万円でしたと。このところに、議会はまともであるかどうかメスを入れる必要がありますので、これについては付託先の委員会で十分に審査してもらいたいと思います。

それから、周辺環境にかかわる問題についてです。ここは県道90号線で先ほど吉松議員、それから深町議員からも言われたけれど、環境の問題が大事なところですよ。それで、大型ダンプがもうこのところものすごいですよ。行き帰り、すごいです。それで、こうした中で、県道90号線とJRの交差するアンダーパスのところ、拡張が急がれると同時に、筑前大分駅の北口を求める声はずっとあったでしょう。これについてもこの際、合わせて大きなテーマとして、市として検討していってほしい。このことを述べて質問を終わります。

○議長（上野伸五）

「議案第152号」についての質疑を終結いたします。

会議時間を午後5時まで延長いたします。

「議案第153号」から「議案第164号」までの12件については、いずれも質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。本案36件は議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第165号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)」から「議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(個人情報流出事故)」までの14件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から、提案理由の説明をいたします。

一般会計・特別会計補正予算書の7ページをお願いいたします。「議案第165号 令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)」につきましては、第1条で、既定の予算に2568万2千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を702億8682万1千円にしようとするものでございます。今回の補正は、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

37ページの「議案第166号 令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」から99ページの「議案第172号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正しようとするものでございます。

続きまして、企業会計関連議案の提案理由を説明いたします。

企業会計補正予算書の3ページをお願いいたします。「議案第173号 令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」及び11ページの「議案第174号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」の企業会計につきましては、一般会計と同様の理由により補正しようとするもので、2会計の人件費で195万3千円、それに伴う負担金等で7万7千円の追加

をいたしております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

追加議案書3ページをお願いいたします。「議案第175号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたので、これを参考にして、職員の行政職給料表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

15ページをお願いいたします。「議案第176号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることに伴い、公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われますので、これを参考にして、本市教育職員の給料表及び地域手当を改定するものでございます。

21ページをお願いいたします。「議案第177号 契約の締結」につきましては、飯塚市新地方卸売市場整備工事について、株式会社サンコービルド筑豊支店と31億5810万円で請負契約を締結するものでございます。

28ページをお願いいたします。「議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流出事故）」につきましては、プレミアム付商品券事業において、住民基本台帳事務における支援措置対象者の転居先住所が記載された関係書類を転居前の住所地に送付し、個人情報を流出させ、転居の必要が生じたため、転居費用額として58万4100円を支払うものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

「議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」ということで、何点か伺います。この内容は、本日の西日本新聞の筑豊版ではなくて3面に大きく記事として載っておりました。この中でまず一つ、相手方というところがありますけれども、ここに支援措置対象者とありますが、これはどういったことでしょうか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

支援措置対象者とはどういった方かということでございますが、まず、住民基本台帳事務における支援措置対象者とは、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害を受けたと申し出されて、支援の必要性が確認された方のことでございます。

○議長（上野伸五）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、近年、複数の地方公共団体で外部委託事業者から個人情報漏えい事案が発生しております。よく報道等でもあっております。近隣の自治体で、調査・ヒアリングを受けた市町村が、須恵町、遠賀町、嘉麻市、宇美町、小竹町等がありますけれども、本議案第178号も外部委託事業者からの個人情報漏えいかどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

本件につきましては、本市がプレミアム付商品券の購入関係書類に、住民基本台帳の事務における支援措置対象者である相手方の転居先住所及び氏名が記載された書類を、誤って転居前の住

所に発送し、相手方の個人情報を出させたものでございます。

○議長（上野伸五）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、民間の場合は監督省庁に報告をしておりますけれども、自治体の場合はそういう報告の義務があるのかどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

本プレミアム付商品券事業につきましては、福岡県の企画地域振興部市町村支援課を通じまして、内閣府のプレミアム付商品券事業担当室に対し、報告を行うこととされております。

○議長（上野伸五）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

大変なことになったというふうに思います。最後になりますけれども、今後の対策ですけれども、委託事業者等、また行政も含めてフロー等の事業の見直し、そういうのはされているのかどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（古野知恵子）

本事業に当たりましては、再発防止のため、本件がわかった時点から、書類発送前に送付先と関係書類の記載住所に相違がないか、また支援措置対象者となっていないか等を確認した上で発送することを、再確認いたしております。

○議長（上野伸五）

それではただいま質疑のありました「議案第178号」について、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（上野伸五）

では、「議案第178号」については、質疑を終結いたします。

他の追加議案について、質疑はございませんか。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

「議案第177号 契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）」についてお聞きいたします。今回の整備工事について、何者から提案があったのか、まずお聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

技術提案が最終的にありましたのは2者になります。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

その2者、2グループの中で、今回提案の事業者、サンコービルドさんのほうが価格としては安かったのかどうかご案内ください。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

今回の事業者選定につきましては、技術審査、そして価格審査、総合的に評価の点数をしております。ただ、質問議員が言われている価格につきましては、サンコービルドともう1者の大和ハウス工業につきましては、大和ハウス工業のほうが価格は安うございました。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それで、今の点について審査要望したいと思います。その選定について、経過を含めて妥当かどうか、総務委員会のほうでしっかり審査をしていただきたいと、まず1点要望しておきます。

次に、この卸売市場の予算の増額が6月議会で提案されました。その審査の際に、総務委員長の報告の中で、「新卸売市場施設整備費や施設使用料収入を十分踏まえた上で、地方卸売市場事業として事業計画を作成しているのかということについては、市場関係者と使用料について早急に協議し、事業計画をまとめた上で、できるだけ早く議会に報告したいと考えているという答弁であります。」という1節がございます。そのとおり、6月の段階では事業計画書の提出はありませんでしたし、使用料の提示もなされていないということでした。9月の議会の中でも、使用料の提示はなされていないという形でしたが、この使用料について合意がなされているのかどうかお聞かせください。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

使用料につきましては、その後、新筑豊青果、青果商業組合、関連店舗組合、飯塚花市場とそれぞれ使用料協議を行っております。使用料のベースとしましては、基本設計をベースにした施設使用料の概算の提示を行っております。その中で青果商業組合、関連店舗組合につきましては、同じ倉庫から新しい倉庫ということで、使用料につきましては一定の理解を得ているところでございます。新筑豊青果、飯塚花市場につきましては、それぞれ卸売会社になりますけれども、現在、経営シミュレーションを再度計画しているところでございます。それにあわせて、飯塚市のほうも事業計画の作成を考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この議案が通りましたら、実際に建設工事がスタートになって、ある意味引き返せないところに進んでしまいます。総務委員会の審査の中では、事業計画書の提出を受け、きちんと業者さんが入ってスタートができる環境が整うことを確認をしていただきたいと要望いたします。何より40年というふうな長期にわたって使っていただくことを前提としての使用料算定とお聞きしております。つくったはいいいけれど業者さんが入らなかったということがないように、もしくは入ったんだけど早期に撤退してしまったということがないようにしていただかなくてはなりませんので、その点について十分な先方の意思確認をしていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（上野伸五）

それでは、ただいまの「議案第177号」について、ほかに質疑はございませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

サンコービルド、大和ハウスということなんですけど、選定は誰がしたんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

選定委員につきましては、学識経験者等が4名、飯塚市の職員が3名になっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

サンコービルドと大和ハウスの獲得点数をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

サンコービルドは507.14点、大和ハウス工業が501.50点という点数になっております。満点は700点満点です。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

合格点は大体何点とっていたんですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

6割の420点でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

507点と501点の要素があると思うので、その内訳を言っていただけますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

選定委員会での公表になるんですけれども、サンコービルドは保守、修繕時の交換部品の手配や間仕切り壁の更新性に配慮した提案、長期修繕計画やメンテナンスガイドブック作成など、長期的にメンテナンス性を考えたすぐれた提案が高く評価されております。加えて、飯塚市内業者を広く活用するなど、地域経済への寄与を積極的に図ろうとする事業計画も高得点でした。

一方、大和ハウス工業ですけれども、システム化された部材仕様やそれに伴う基礎計画や加工計画が提案され、また設計、製作、物流、施工の一貫した鉄骨品質マネジメントを実施する計画が示されている点が高く評価されておりますが、長期的な視野に立ったメンテナンス性や風雨の耐久性に起因するランニングコストに不安が残る点がありました。また、材料の調達など地域への経済貢献の取り組みが余り強く感じられないというふうな講評になっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私が聞きたかったのは、いきなり507点とか501点とか決めるわけじゃないでしょう。これ、積み上げ方式じゃないんですか。その加点の内訳を聞きたかったんですけど。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

採点内容につきましては、実績・体制評価の区分で、全体の項目で5点、設計業務の項目で2点、監理業務の項目で2点、施工業務の項目で3点、実績・体制評価の部分合計では12点となっており、これが各委員、全員で7人の委員で構成されました12掛け7の84点を満点として

おりました。

技術提案の評価の部分では、業務全般の項目で25点、設計業務の項目で23点、施工業務の項目で15点、技術提案評価の部分で63点となっており、委員7名、63掛け7で441点を満点としておりました。

最後に価格評価の部分では25点となっており、委員全体で175点を満点としておるというのが内容になっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今お聞きしていましたら、700点満点で6点の違いということですから、ほとんど優劣ないということになるんですね。それで、サンコービルドと大和ハウスそれぞれ、本市での公共工事引き受けの受注の実績をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

申しわけありません。現在、サンコービルドの本市での施工実績の資料はちょっと持ち合わせておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大和ハウスはどうですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

同様にございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今持ち合わせていないということですか。それとも選定委員会で、本市における実績について資料が提示されなかったということでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

今現在、ここで飯塚市の市内の実績を持ち合わせていないということです。今回の募集要件につきましては、飯塚市のみの実績を求めているわけではなくて、いわゆる倉庫用の延べ床3千平方メートル以上の倉庫の施工実績を有していることを条件としておりました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

条件のことを聞いているんじゃないかと、実際に受注実績が本市との関係で考慮されていないのかと今思ったわけです。考慮されていないのか、されたのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

大変申しわけありません。今、手元のほうに飯塚市での施工実績の資料は持ち合わせておりま

せん。失礼いたしました。採点につきましては、募集要項の中では考慮はしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

サンコービルド、大和ハウスについて、過去に指名停止の処分を受けたことがあるかとか、ないかとかは調べましたか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室主幹。

○都市施設整備推進室主幹（大井慎二）

指名停止の部分については、調査はしておりません。

○議長（上野伸五）

「議案第177号」について、ほかに質疑はございませんか。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

先ほど江口議員が言われましたように、建物を建てて入らない、建ってすぐ出るということがないようにしてもらいたいわけですが、実際この図面を見てもわかるように、ほぼ新筑豊青果の割合が多いわけですが、家賃の提示がされて、今から協議を行っていくわけですが、いろいろかなり最初の予算よりも下がって、金額が使用料として下がっていくのはものすごくありがたいことなんですが、業界の中では結構、今、民営化になっている中で公設公営で市場をつくるというのは結構注目されている部分があります。というのが、それだけ飯塚市というのが、市場に対して協力的だというふうに見られているわけです。ということは、やはりなかなかそういう中で、新しく市場を建設するわけなので、もっともっと細かい詰めをして、一般質問でも言わせてもらいましたが、細かいですけど合意をとりながら、委員会でもう一回もんでもらって、注目を集めているこの市場移転建設に対して、しっかりやってもらいたいと要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（上野伸五）

「議案第177号」について、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、「議案第177号」についての質疑を終結いたします。他の追加議案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

質疑を終結いたします。本案14件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時08分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	井 桁 政 則		
議会事務局次長	村 上 光	議事調査係長	岩 熊 一 昌
議事総務係長	太 田 智 広	書 記	伊 藤 拓 也
書 記	安 藤 良	書 記	今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長	片 峯 誠	都市建設部次長	中 村 洋 一
副 市 長	梶 原 善 充	防災安全課長	上 野 恭 裕
教 育 長	西 大 輔	財 政 課 長	落 合 幸 司
企 業 管 理 者	石 田 慎 二	財 産 活 用 課 長	今 泉 正 虎
総 務 部 長	久 世 賢 治	税 務 課 長	長 尾 恵 美 子
行政経営部長	藤 中 道 男	都市施設整備推進室総務担当主幹	梶 原 康 治
都市施設整備推進室長	山 本 雅 之	都市施設整備推進室技術担当主幹	大 井 慎 二
市民協働部長	久 家 勝 行	まちづくり推進課長	小 川 敬 一
市民環境部長	永 岡 秀 作	公営競技事業所副所長	林 寛 侍
経 済 部 長	諸 藤 幸 充	農 林 振 興 課 長	兼 丸 義 経
福 祉 部 長	實 藤 和 也	子育て支援課長	松 岡 貴 章
都市建設部長	堀 江 勝 美	社会・障がい者福祉課長	古 野 知 恵 子
教 育 部 長	久 原 美 保	住 宅 政 策 課 長	臼 井 耕 治
企 業 局 長	原 田 一 隆	土 木 建 設 課 長	中 村 章
公営競技事業所長	浅 川 亮 一	都 市 計 画 課 長	西 岡 真 結
福 祉 部 次 長	石 松 美 久	教 育 総 務 課 長	福 田 憲 一

学校教育課長 小林 広史

文化課長 坂口 信治

